

# 大蔵委員会議録第四十一号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)

午前十時五十七分開議

### 出席委員

委員長 川野 芳滿君  
理事 岡野 清豪君 理事北澤 直吉君  
理事小峯 柳多君 理事小山 長規君  
理事島村 一郎君 理事前尾繁三郎君  
理事川島 金次君 理事河田 賢治君  
理事内藤 友明君

### 出席國務大臣

本多 市郎君

### 出席政府委員

大蔵事務官 佐藤 一郎君  
(主計局) 法規課長  
大蔵事務官 吉田 信邦君  
(理財局) 經濟課長  
通商産業事務官 中島 征帆君  
(資源管理) 局長

### 委員外の出席者

參議院議員 佐々木鹿藏君  
大蔵事務官 大濱 用正君  
通商産業事務官 加野 一郎君  
配炭公団 岡野 賢司君  
清算事務所 經理局長  
配炭公団 植木友次郎君  
清算事務所 調整室課長  
食料品配給公団 佐藤 晴雄君  
經理局長

飼料配給公団 大澤 助次君  
經理局長  
専門員 椎木 文也君  
専門員 黒田 久太君

三月二十八日  
委員田中織之進君辭任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案(内閣提出第一二五号)  
旧軍港市轉換法案(佐々木鹿藏君外二十二名提出、參法第二号)(予)  
同月二十七日  
公認會計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(參議院送付)同日

揮発油稅軽減に関する請願(前田正男君外三名紹介)(第一八四九号)  
同(庄司一郎君紹介)(第一八五〇号)  
同(佐瀬昌三君紹介)(第一八五一号)  
同(小川原政信君紹介)(第一八九九号)

同(荒木萬壽夫君外一名紹介)(第一九四九号)  
同(米澤滿亮君紹介)(第一九九四号)  
同(松澤兼人君紹介)(第一九五五号)  
同(原健三郎君紹介)(第一九九六号)  
同(黒澤富次君紹介)(第一九九七号)  
同(有田二郎君紹介)(第一九九八号)  
同(有田喜一君紹介)(第一九九九号)  
千厩町に稅務署設置の請願(淺利三

朗君紹介)(第一八五六号)  
時計類に対する物品稅軽減に関する請願(小金義照君外二名紹介)(第一八六七号)  
公認會計士法第五十七條の二廢止に関する請願(長野長廣君紹介)(第一八九八号)

國家公務員共済組合法の一部改正に関する請願(柳澤義男君紹介)(第一九三五号)  
生活協同組合及び労働組合に対する課稅免除の請願(松岡駒吉君外一名紹介)(第一九四〇号)  
石炭工業に米國對日援助見返資金融資に関する請願(小金義照君紹介)(第一九八一号)

農業災害補償法の共済金に対する所得稅免除の請願外一件(足立篤郎君紹介)(第一九八六号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件  
連合審査會開會に関する件  
配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出第七五号)

昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案(内閣提出第一二五号)  
旧軍港市轉換法案(佐々木鹿藏君外二十二名提出、參法第二号)(予)

○川野委員長 これより會議を開きます。配炭公団の損失金補てんのための交

付金等に関する法律案を議題とし、前會に引續き質疑を継続いたします。  
○竹村委員 買入れた当時の石炭は一トン当り幾らで、今度解散になつてから拂下げられた一トン当りの値段は幾らですか。

○岡野説明員 九月十五日まで買入れました買入れ石炭の平均価格は、物価の算定によるものであります。これは二千三百八十八円であり、それから九月十六日以降はマル公はございませぬので、その後の市場価格にマッチするようならば、な値段になつております。その総平均につきましては、ただいま私ちよつとこまかい数字がわからないのでございませぬが、後ほど調べて御返事することにいたします。

○竹村委員 拂下げにあたりまして、大体買われるときには等級の一番よかつたやつを、特に等級を上げて拂下げたというふうなうわさが流布されておるのでありますけれども、そういう事実があつたかどうかということをお尋ねします。

○岡野説明員 査定のときの品質によるわけでありませぬが、査定のときはかに一級という査定がなされたといいたします。しかしながらこの査定は、石炭の内層と言いますか、山の内部まではどういう嚴格な査定が技術上にも實際上でもできませんので、外側を拂い出した内側、こういうものにつきます。これは、拂い出したときにむれておることがわかつた。中で品いたみがあつた

という実例もありますので、そういうものにつきます。帳簿面の査定の格よりも、實際の品質に合つて格まで下げて、販売したものがあつて、詳しい数字はただいまちよつとわかりかねます。

○竹村委員 ただいま資料をもちつたのですが、歴大な資料でわからぬので、すけれども、大体この運賃のプール制を決定されるにあたりましては、これはどういふふうにして決定されたのであるか。この問題についていろいろ問題になつておると思つておる。問題になつておる。これは大体物価庁がおきめになるのか。あるいはあなたの方で、一トン当りの運賃がプール制によつて幾らになるかということをおきめられるのか。その点をお聞きします。

○岡野説明員 もちろん物価庁長官が定めるものでございませぬが、その資料としては、やはり一番關係の深い配炭公団にいろいろお尋ねするものと見えます。物価庁から要求があらましても、参考資料としては提出いたしますが、決定はすべて物価庁でなされております。

○竹村委員 この運賃をめぐつていろいろの団体で問題を起して、これの權利をとるために非常な運動があり、いろいろの問題があつたといふことですが、これに対して詳細をお聞かせ願いたいと思ひます。

○岡野説明員 私はさういふもの詳細につきます。具体的なものは何も聞いておらぬのでございませぬが……

○竹村委員 それではもう一つお聞きしたいのですが、あなたの方では第二会社というふうなものがあつたと考えられますか。ないと考えられますか。

○岡野説明員 それは運送契約についてでありましょうか。販売その他についてでありましょうか。

○竹村委員 販売その他全体について……

○岡野説明員 いわゆる第二会社というものは、配炭公団の支店に相当します。配炭支店と申しますか、そういうものが各地に大体一つずつできておられます。これは御承知のように、九月十六日限りで配炭公団が解散を命ぜられて、そのときに職員が約一万二千人ぐらいたつたと思はれますが、これは半分に整理をしなければならぬことになつた。その整理された人で、配炭販売というふうな点で長年の経験を買込んだエキスパートの人が、自分たちのかを得るためということで第二会社をつつて、配炭公団から石炭を買つて販売したのがあります。そのほか各炭鉱業者から石炭を求めて、自分の力で販売しておられるものもござい……

○竹村委員 いわゆるプール運賃を決定するにあつて、たとへば近くに運ぶような計画を立てるならば、運賃は相当安つくつのであるけれども、しかし遠いところへ運ぶというふうな計画を立てて運賃を決定しておる。しかし実際においては近くから近くにやるというふうなことで、運送費においてはそういう形において相当高く定められておると思つておるが、そういう事実はないのですか。

○岡野説明員 先ほども御説明申し上げましたように、プール運賃の決定は物価局長官がされるのであります。今竹村委員の御指摘のような点は、計画と実績から来る誤差ということではないかと思はれます。要するにプール運賃を設定するときには、安本の計画によりまして、汽船の大型幾ら、小型幾ら、あるいは機帆船トシ、貨車何トシという輸送経路別の計画によつて、それ／＼の運賃を乗じたプールのできるところと思はれます。御承知のようにその後機帆船の油の配給が減つたため、輸送費が減少によつて、これが汽船に行つたり貨車に行つたりしましたので、こういう計画と実績の相違から来るような面があると思はれます。

○竹村委員 この前の資料によりまして、昭和二十二年、二十三年、二十四年と解散前までは大体剰余金を出して居るのですが、同庫への剰余金の納付済みは二十二年度だけであつて、二十三年からは未納になつて居るのでござい……

○岡野説明員 配炭公団としましては、特に計算上出ました剰余金は、現金で銀行なり何なりに預けておるとか持つておるものにはありません。これは常に貯蓄に化けておるとか、運転資金になつて配炭公団の仕事をして参つたわけでありまして、要するに納める現金がないというふうなことで、今までつづつと残つておつたことな……

○竹村委員 現在考査委員会では、配炭公団の問題を本議院において一応取扱つて居るのですが、そういうふうになつた事情その他を詳しく聞かせて……

ただけませんか。  
○佐藤(一)政府委員 ただいま配炭公団の方からちよつと御説明がござい……

○竹村委員 考査委員会の事情は、考査委員会であつてにやるのですが、そういうふうな取上げられるのは、何もなかつたら取上げぬのであります。何かあるかと思う。従つてそういう心当りがあるかどうか。取上げられておるのは、こういう点で取上げられておるのだから……

○岡野説明員 配炭公団といたしましては、もちろんないと思つております。新聞その他で発表が……

○竹村委員 呼んでください。私の質問は保留いたします。

○小山委員 配炭公団が、石炭以外に、寮とかその他の名義で持つておつた財産が大分あるはずですが、これはどういふふうな措置がされておるか。もしくはどのいふ処分をしたか。それをちよつと承つておきたいと思は……

○岡野説明員 お答えいたします。配炭公団は不動産は所有を禁ぜられてお……

○岡野説明員 特別にそういうものがあつたこと……

○岡野説明員 配炭公団といたしましては、もちろんないと思つて……

○竹村委員 呼んでください。私の質問は保留いたします。

○小山委員 配炭公団が、石炭以外に、寮とかその他の名義で持つておつた財産が大分あるはずですが、これはどういふふうな措置がされておるか。もしくはどのいふ処分をしたか。それをちよつと承つておきたいと思は……

○岡野説明員 お答えいたします。配炭公団は不動産は所有を禁ぜられてお……

○岡野説明員 特別にそういうものがあつたこと……

○岡野説明員 特別にそういうものがあつたこと……

○小山委員 配炭公団が、石炭以外に、寮とかその他の名義で持つておつた財産が大分あるはずですが、これはどういふふうな措置がされておるか。もしくはどのいふ処分をしたか。それをちよつと承つておきたいと思は……

○岡野説明員 お答えいたします。配炭公団は不動産は所有を禁ぜられてお……

○岡野説明員 特別にそういうものがあつたこと……

○岡野説明員 特別にそういうものがあつたこと……

○岡野説明員 石炭販売価格の平均の中に、約三千三百四十四円でござい

ますが、この販売価格の中に、欠斤する

ための損をカバーするものとしてしま

て、ちよつとこまかい数字は覚えてお

りませんが、四十七円か、五十三円く

らいのブル探算欠斤というものが、

物価庁のマル公できめられておると思

います。結局これは消費者負担とい

ことであります。その見込んだ額と、

実際欠斤した額との経理が明らかにな

つておるかどうかという事と思いま

すが、配炭公団の剰余金、これを計算

いたします。配炭公団には、そういう欠斤を

見込まれた販売価格と、一方は山に支

拂った買入れ炭代と、もう一つは船運

賃、その他輸送諸掛り、この三つの

ファクターのうち、一方は販売、片一

方は買入れと諸掛りとのプラスのこの

差を剰余金として計算しておるのであ

りまして、この価格構成の内容別には

完全にできておりません。またそこ

○岡野説明員 そういうことはいいは

ずであります。

○苫米地(英)委員 ないと。まことに

大胆におつしやいますけれども、現実

そういうものが市中に流れておつた。

ある会社、ある特別の人は、当然配給

される以上のものを買つておつた。そ

れがそういうものから出ておつたとも

つばら世間でうわさされておるとも

ある程度信頼すべき人からそう事実を

聞いておる。こういうところが、私は

この配炭に対して非常にいろいろな疑

惑がかかっている原因じやないかと思

います。そういうことは絶対なかつ

たのですか。

○岡野説明員 絶対ないかどうか、わ

れわれの方に報告を受けたことはい

ないのでございます。ある場所の、ある

末端において、そういうことがあつた

かどうかという、ほんとうの具体的な

ことは私たちが存じておりません。但し

ない。大体根本的な方針の問題であ

る。受渡しにおいてそういう余裕を見

ておつたか、おらないか、こういうこ

となんです。

○植木説明員 お答えいたします。石

炭の取引にあたりまして、戦前におき

ましては押し石といたしまして、積出

しにあたりまして大体三割程度よけい

積んでおつたのでございしますが、戦時

中、戦後、石炭が非常に足りないとい

うようなことで、配給制度になりまし

たのです。そこで、むしろ当時は生産

業者が直接消費者に配給するというこ

とで、御質問のようによけいに積んで

いたという傾向であつたのでございま

すが、それが日本石炭会社、あるいは

そのあとにできました配炭公団とい

うものに荷渡しをして、配炭公団は山元

で買入取つて消費者に運ぶという、消

費者と生産者の間に断ち切られた機構

になつた結果、むしろ生産業者は、百

ろたきの石炭をほしいなあと思うこと

がありすが、いまだに実際にそういう

配給を受けたことはございませぬ。

○苫米地(英)委員 不幸にして説明員

はそういうことを受けておらぬと言

けれども、私は北海道ですが、われわ

れ戦前七トンから七トン半も石炭を使

つておつた人間が、一トシか一トシ

二、三分、それもここに廃棄炭があり

ますが、廃棄されるような、いわゆる

燃えん炭を興えられておつた。この時

代に、われわれの知つておるもののむ

すめが女学校を出て配炭公団に勤め、

豊富なよい石炭が来ておる。私はその

とき学校に関係しておりましたが、学

校を卒業して配炭公団に勤めるその人

のうちには、りつばな石炭が多量に興

えられておる。これは私のところに使

つておつた女中にしても、自分の教え

ておつた学生のところでも、間違いな

く見ているのです。だからあなたは不

信しておるわけでございますが、不幸

にしてあつたとすれば、それは国民に

対しておわびしなければならぬと思

います。

○苫米地(英)委員 そういうことは報

告がなかつたとおつしやるが、その通

りだと思ふ。そんなことを報告するや

つはあるものじやない。だから報告が

ないから、そういう事実はないとい

ことにはならないのです。そこで、こ

ららに出しておりますところのいろ／＼

な数字は、いわゆる報告に基いてやつ

ておるものであつて、その報告なんか

の真実性がどのくらいあるかという

ことが、ここにあらためて問題になつて

来るのであります。そこで私は、ここ

に出ているこの見込みの数字というも

のは、将来において狂いが出て来ない

かどうか。この点に対する見通しをは

つきり承つておきたいのです。

○岡野説明員 申すまでもなく五百二

三

詰めてみる。そうしてさらに、その貯炭が二年も三年も貯炭されております場合には、ただ箱に詰めても密度が違つて参りますので、それに合ふような圧力を加えて踏みつけて、大体認定したものをかりまして一つの基準をつくる。そうしてその山を立方で計算したものをかけて計算するというふうな方法も示しまして、一部その通りやつたところもあります。いかにせん五百二十万トンについて全部そういう方法ではできないのであります。しかしながら配炭公団の解散令第九條に明記されております通り、配炭公団はその財産の現況につきまして、会計検査院の検査を受けてから清算人に引継ぐという規定になつておりますので、このむずかしい貯炭の問題を配炭公団みずから手だけで査定をしないで、会計検査院、経済調査庁、通産省、地方財務部という御関係の方々のお立合いを願つて、集計いたしましたものが五百二十万七千トン、こういうことに相なつておるのであります。

○西村(直)委員、あるいは御説明があつたかもしませんが、この損失が生じた理由です。ただいま説明員のお話を聞いておきますと、あるいは清算事務に入つてから御関係になつたのかもどれませんが、先般以来考査委員会で、この問題は公団当局の最高幹部による違反事実として調査されておるわけですから、お話を聞きますと、比較的物事を簡単に考えになつておるようです。苦米地委員からもお話がありましたが、そういうことがあつたか否かについては知りません。しかし一つの事例として、はつきりしておりますことは、当時の公団の幹部も了承しております

が、どろぼう炭——石炭が山元から、あなたの方の手を通して末端に配給になる場合に、海中に捨てられて行くほど炭と称しておるものを、第二の石炭の協会をつつて莫大な石炭を原価で買い上げておる。そのために相当の損失が出ておるといふことも聞いたのであります。これらの点も御存じないのであります。百二十億の損失の基礎であります。

第二点には、そういうやみ、あるいはやみでなくとも、かなり故意にそういう状況のもとに二重の買取りをしておるといふことから損失が起きておる。この点はどうかであるか、われわれ議員といたしまして、百二十億の損失の出た理由というものがかなりはつきりしない。法案の進行が困難じやないかと思はれる。おそれるその一つ一つの例が、先ほど苦米地さんから御所論の出たおつた問題だらうと思つてあります。

○岡野説明員、まず第一の点でございますが、百十九億の損失が出た理由は、どうなのかというところであります。お手元の資料にも若干出ておると思つてすが、ごく概略的なものをまとめて申し上げたい。この大きな損失の出ます原因としては、欠斤、廃棄と乗この中には先ほど来お話のものも含まれるかと思つて、欠斤、廃棄といふふうなものが一つ、それから、何分にも低品位炭が多いといふことと、すでに日本石炭時代から仕入れたものも、いまだに帳簿上に載つてないといふようなことから、一つの貯蔵による品いたみと減損であります。これが第一の理由、第三番目の理由といたしま

しては、売掛金が回収不能になるものが出て来るという、この三つが大きくなるのであります。最初の欠斤、廃棄による損失の見込みといたしましては、これは公団の貯炭を、あるいはコータスの貯炭を、五百五十万トンの近いものをトントン残らず拂い出した場合に、どのくらい欠斤が出るかといふことになつて来るのであります。先ほどもちよつと申し上げましたように、なか／＼石炭の査定は、品質的にも数量的にも相当技術的にむずかしいのであります。ほんとうの欠斤、廃棄といふものは、貯炭場を全部拂い出したみません。詳しい数字は出ないでありますが、大体欠斤の生ずる理由といたしまして、たゞいま御指摘のあつたやみなどろぼう炭と申しま

すか、盗炭と申しませんか。そういうものも若干あるかも知れませんが、詳しい数字はたゞいまわかつておりません。要は百十九億のうちにならぬという損失が出るというにはなつておりませんが、実は日本石炭、地方石炭時代の品も相当部分ここに寄つて来ておると見ておるわけでありまして、ことに昨年の六月ごろからは、需給のアンバランスのために、特に下級炭において公団ではものすごく貯炭がふえて来る。貯炭場の能力も、ある地方においては極限に達してしまつておる。しかしながら炭鉱の方からは、どん／＼送つて来る。山で輸送機関に乗つたものは配炭公団が買わなければなりませんので、山で買つて、港に送る。港も糞詰まりになり、山も糞詰まりになるというので、どうしても東京なり大阪、名古屋といふ消費地へ送らなければならぬ。送ら

れた方は売れませぬので、どこかへ貯炭しなければならぬ。その貯炭場もまんでなくなつてしまつたというわけでも、本来の貯炭場でない、あるいは貯炭場に適しない畑とか沼地——沼地は極端な場合であります。要するに空地进行するに仕事の間部分かとられてしまつたといふふうな時期もありません。そういうことのために地味も相

当出てるはずであります。こういうものも一つの理由になつております。それから廃棄炭の生ずる理由であります。これは風化してしまつて、燃料価値はありますが、商品価値としてはほとんどないといふものであります。それともう一つは市場性の関係で、北海道の山奥ではまるで買手がなからず、これを東京へ持つて来れば売れる。但し東京へ持つて来るには千円近い費用がかかる。東京へ持つて来ても、配炭公団あるいは政府の勘定からいへば、ちつともプラスにならぬといふものもあるわけでありまして、炭質上風化してしまつて商品価値のなくなつたもの、あるいは市場性の関係から捨てた方が損の少ないものが欠斤の内訳であります。この予想はなか／＼困難であります。大体有煙炭につきましては、その炭質並びに市場性の関係から割合に少い。しかしながら一口に有煙炭と申しまして、常盤炭、宇部炭のような風化度の早いもの、重炭質に似たようなものは、普通の九州、北海道炭よりはよけい廃棄も欠斤も出るといふふうな考えで、算定しておるわけでありま

す。その次の値下りでありまして、先ほどもちよつと申し上げました通り、九月十六日以降石炭の価値の統制がはず

されております。配炭公団が九月十五日までに買入れ来て来た炭質を見ますと、最近におきましては、各生産業者がみずからの計算においてやつておるわけでありまして、配炭公団が生きておるときは買入れの総平均カロリと、その後の各社が商売するようになつてからの総平均カロリでは、その後の方が上つておるといふことを言われております。銘柄は同じ銘柄でも、公団が取扱つておつたときよりも現在のカロリの方が上つておりますれば、どうしてもこれは格下げしなければ売れない面が出て来るわけでありまして、かりにそれが同じカロリといふことになつても、公団の貯炭といふことになりまして、一箇月か二箇月かあるいは半年か一箇年間貯炭されておつた古い炭と、山から掘立ての炭を汽車ですつと送ると同じ値段では、どうしても新しい生産炭の方へ行くのが普通でありまして、そういう面から、やはりある程度値段を下げなければ売れないというよりは、むしろ、そういうものに対しては、一般の市場ですでに値下りが起きておる。その値下りにさや寄せして公団の炭を処分しなければ、とても三月までにマーカスト・メモのようなわけに行かないといふ点から起きるのが値下りの損であります。

その次の値下りでありまして、先ほどもちよつと申し上げました通り、九月十六日以降石炭の価値の統制がはず

その次の売掛金回収不能による損失につきましては、前回のこの委員会御質問によりまして、ちよつと触れたのでございますが、御承知の通り公団はただ単なる配給機関でありまして、指定生産材料配当規則によつて、荷渡しのクーポンが発給されたならば、それに基いてまず荷渡しをしなければなら

その次の売掛金回収不能による損失につきましては、前回のこの委員会御質問によりまして、ちよつと触れたのでございますが、御承知の通り公団はただ単なる配給機関でありまして、指定生産材料配当規則によつて、荷渡しのクーポンが発給されたならば、それに基いてまず荷渡しをしなければなら

その次の売掛金回収不能による損失につきましては、前回のこの委員会御質問によりまして、ちよつと触れたのでございますが、御承知の通り公団はただ単なる配給機関でありまして、指定生産材料配当規則によつて、荷渡しのクーポンが発給されたならば、それに基いてまず荷渡しをしなければなら

ぬ。その場合に民間の会社のように、荷渡しを受ける工場が金拂いがいいの悪いのか、信用度が高いのか低いのか、そういうことを選択する余地がなくて、クーポンを手にしたならばそれに適合する炭を渡さなければならぬという配給機関であるところからいって、同収不能の出る致命的原因があるわけでありませぬ。その後、これは石炭のみに限らず、一般の資金難、事業不振、そういうものから大体計算いたしました。十六億前後のものが同収不能として残るのではないかと。十六億というものは一口に申しますと非常に巨額であります。今まで配炭公団が昭和二十二年六月以降九月十五日までにつけて来た販売高の合計は約二千億でございますが、それに比べれば一多にも達しない。〇八、しかも今まで同収不能として損に立てたものは一つもないのであります。なおこの同収不能と思われるような内訳につきましては、前回の委員会におきまして、そのときの小山委員からの資料要求によりまして、先ほどお手元まで委員部の方からお配りがあったと思ひます。予算の上では十六億という金額が示されておりますが、たとい十億円でも二十万円でも、この十六億を圧縮するのにつきましては、実は配炭公団の清算事務所はほとんど主力を傾けて、内部の機構もそのように整備して、一生懸命やつておる次第であります。

最高幹部は一体業者ですか。それとも役人でしたか。従来石炭の配炭業務に相当練達堪能の士がお集まりになつた団体ではありませぬか。これをまず伺います。

〇岡野説明員 身分の上では公務員でございます。しかしながらその出身あるいは経験、これは元石炭の商売をやつておられた方もありますし、官庁からおいでになつた方もあります。自分で商売していた人、あるいは炭鉱、そういうところからおいでになつた方もあります。そういうふうないろいろな経験のある人の集まつたものであります。

〇西村(直)委員 私どもが調べましたところによりまして、配炭公団そのものは相当専門的な業界のエキスパートが集まつておるはずであります。しかしながら今説明員のお話では、もちろんこれは清算事務所のお立場からの弁解であらうと思ひますが、大体お話を聞いておきますと、この損失ができたのは日本配炭公団ができる前の配炭統制会社であつて、需給のバランスがとれなくなつたから値下りした。それによつて損失をした。あるいはいま一つの理由は、売掛けがたまつちやつた。とれなくなつた。金詰まりだからとれなくなつた。まるでこれでは子供でもできる仕事だと思ひます。どんな人でもお聞きになつたらおかしいと思ひます。清算事務所の跡始末からいへば、御苦労があると思ひます。けれども、配炭公団そのものは石炭業者の専門家が集まつて、石炭の一手販売をやつて、買取りから売渡しまでやつて、そうして公務員としての身分を保障されて、一方には石炭が手に入らないで

非常に苦しんでおる人がたくさん国民の中にはおる。そのしわの方を国民に寄せて来る。こういう形になりますから、この御説明は清算事務にいらつしやる方としては一応むを得ないかもしれないけれども、配炭公団そのものの立場から経理しておる人たちに對する責任としては、この御説明は私は納得が行かない。先ほど申し上げましたいわけは海中にこぼれたものが若干あつたらうとおつしやるが、その数量は若干ではないのであります。私は材料を持つておるからここに数字を出しては調べてある。むしろあなた方清算事務所にいらつしやる方々もそれをもう少し勉強されまして、そして委員の方々にこの実体はこうであつた。しかし国家としてやむを得ないからそれを整理するのだとおつしやるならいいのであります。知らぬ存ぜぬで、需給のバランスがとれなくなつて来て、しわが寄つて来たから値下りした。それで昔の穴を埋めるのであるから相談に乗つて下さい。これでは子供だましで説明になつておらぬ。もう少し誠意のある御説明をなさらぬと、おそらく皆さんもわかりにくいのではないかと。たとえば先ほどのどろぼう炭の問題で、これは調べてみますれば、荷役するときには海中に炭がこぼれる。こぼれたものはだれが拾うかという、もちろん人足に拾わせるけれども、人足の団体が石炭協会をつくつておる。その石炭協会の幹部と配炭公団の幹部とは同一人だといふような事実が出ておる。はつきり言えば公務員が犯罪を犯しているといふことの実態に近いもの、これ

は犯罪とまでは言ひ切れませぬけれども、それが若干ではなくて、小樽にもあれば横浜にもあるといふ実例が出て来ている。やはり清算事務に關係なさる方は、あれだけ新聞に大きく扱われている問題でありますから、その実態は一応お知りになつた方がいいのではないかと。そういう事実がある。それから需給のアンバランスにしても、突然天から降つて来たアンバランスではない。石炭の専門家が集まつていらつしやるならば、おそらくこれは十分わかつておるはずだと思ひます。大体そのころになればアンバランスになるといふこともわかるのであります。そういうことも、ただ天から降つて来た需給のアンバランスであるから値下りになつた。だからその穴を埋めてください。それで議員としても国民を納得させることができないのであります。何かそれに対する御答弁がございませぬか。

〇岡野説明員 私こつて席上で御説明する上は、若干言葉も足りませぬ。私の言葉が悪くて誤解をお受けになつたのではないかとおられる点だけ二つ御説明いたします。

まずたいへんしわが寄つて来たといふことを強調されたように思ひますが、私は全部の損失について、しわが寄つて来たといふふうには申し上げなかつたと思ひます。売掛金の回収のよくなつた場合、あるいは廃棄炭のような場合、こういうものについてしわが寄つて来た。全部についてしわが寄つて来たといふふうには申し上げなかつたものでありますから、この点が一つ、もう一つはいわゆるどろぼう炭が若

干と申しましたのを強く言われましたけれども、小樽にある。東京にある。これはおそらく荷後炭協会のことではないかと思ひますが、私はそういうものをさして言つたのではなかつたのであります。それは別に御説明する人のお話と思ひますが、私の方はたとえば若松、小樽というところから野菜的の袋を持つて御近所のおかみさんが石炭を拾ひに来た。そういうことを表現したつもりであつたのですが、もし小樽、北海道、横浜というふうな荷後炭協会のことであつたとすれば、別な人から御説明願つた方がよいのではないかと。この点を二つだけお断りいたします。

〇西村(直)委員 私のもう一点お聞きしておきたいのは炭質低下でカロリーが、むしろ公団を整理してしまつて、すなわち現在協会が生きてから同じ銘柄のものでカロリーがよくなつた。こつてのお話であつたのであります。その点につきましては清算事務に當られる人は、公団形式そのものはたしてりつばな形式であつたかどうか。たとえば國家の費用で運営し、公務員の地位と名前を持つた専門家がいかげんなルーズな仕事をやつた公団形式がよかつたかどうか。あなた方清算事務に

〇榎本説明員 お答えいたします。先ほど配炭公団の理事者は全部石炭の出身で相当経験のある者であつたのではないかと。しかるに百十九億に達する損失金を出すとすることは、どういふこ

五

とであるかというおしかりを受けたのでございませぬが、まことに民間では練達の士が理事に選ばれて、配炭公団ができたのでございませぬが、配炭公団は大体官庁の権限を持つて、しかも民間的弾力性のある運用をするというアメリカのパブリック・コーポレーションの型をとつてつくられたものではございませぬが、いざつくつてみるというるるの制約がございまして、結局最後には政府の一部であるア・パートナー、ガバメントというふうな運賃になつてしまつたのであります。たとへば予算についても、国家の予算と同様に国会で承認を得なければ、その予算は使えないというふうなことで、一々出張する場合も予算の範囲内で仕事をするというふうなことで、なか／＼弾力性を持つて商売をするということも困難なことであつたのでございませぬ。そういうことでたゞいまの需給のアンバランスの問題につきましても、いろいろと公団をいたしましては、関係方面にも折衝いたしまして、生産の制限あるいは買取上の制限というふうな原因もございませぬが、いろいろな関係がございまして、民間の会社であれば当然なとり入れなくとも思われるような施策もとり入れたらうと思つて、今同御審議願うような損失が出たというわけがございまして、法律的に申しますと、配炭公団法第十六條で、生産された石炭は全部買い取らなければならぬ。これは低品位の石炭でございまして、配炭公団は生産されたものを山元で買い取るといふこととございまして、需給のアンバランスが出て来ますと、だんだん高品位の石炭に需要が向いて来るの

は当然でありませぬが、その際にもお低品位の炭を買い取らなければならぬといふことで、五百二十万七千トンの九月十五日現在の貯炭のうちで、大部分は低品位炭が残つたまま、清算に入らなければならぬといふことになつたわけがございまして、以上申し上げたような事情が損失を起したという性格的欠陥だと思ひます。

○内藤(友)委員 今のお話を承りまして、別にあげ足をとるものではございませぬけれども、こういうふうな事態になつたといふのは、練達の士が公団の幹部になつてやつたのだけけれどもいろいろの制約を受けた。その制約なるものが、今のお話では、国会にいろいろの予算を出し、そのもとにおいてやるのであるから、出張していろいろ仕事をすべきときもそれができなかった。こういうふうなお話を聞いて、何だかそういう結果になつたことに対して、その責任を国会の方へお持ち込みのようになつたのであります。それが、御真意はさうなものであります。それとあなのお話なさいましたのを全部お取消しなさいませぬか。

○植木説明員 ちよつと失言いたしました。何れも国会の予算が悪いというわけではございませぬ。予算に盛りだつていふ公団の予算が非常に少ないものでございませぬから、そのために自由に出張などもできなかったといふこと、普通の民間の会社でありますと、費用の流用なども自由にできるのでございませぬが、その点も官庁的制約を受けて、自由に理事者が運営できなかったであらうといふことを申し上げたのでございまして、決して国会の予算が

どうのこうのといふことを申し上げたものではございませぬので、その点釈明いたします。

○内藤(友)委員 なおおかしいじやないですか。練達の士がおられたのであります。練達の士が仕事を完全にせられるのに必要な予算の要求をなさることもできるであらうと思ひます。これはわれ／＼のようにならうとがやるのならば、十分な予算もとり得ない、こういう状態もあるかもしれませぬが、練達の士なる者がほんとうに経営の責任に當るのでありますから、これだけの事務費がいれば、これはたいへんなことなるべきではないかと。国会はその事情によりましてはもちろんそういう決議をしたらうと思ひます。今のお話を聞いていまして、国会がどうかその責任を全部ひつかぶらなければならぬという感じがするものであります。やはりお心の中底にはさういふのがあつたのでございませぬか。

○植木説明員 どうも言葉が足りませぬで、こういう説明が下手なものでございまして、いろいろ誤解もあると思ひます。練達の士が予算を請求するといふことにはなりません。政府といたしましては十分に公団運営といふことは初めての経験でございまして、前例がないのでいろいろ御苦心があつたらうと思ひますが、予算の編成にあつたらうと思ひます。御予算でいろいろ削られて参りましたので、十分に公団当事者がお願いしてやる予算をいただいていないのではなからうか。私当事者でないのはつきりいたしませぬが、さういふ関係で十分な

運営ができなかつた、さう御了承願ひたいと思ひます。

○西村(直)委員 それでは公団形式そのものがはたしてよかつたのかどうかという点が、私としては納得できないのであります。問題は公団形式そのものが悪かつたのか。あるいは公団の経営に當つた人自身が悪かつたのか。どうも先ほどからの話を伺つておると、天から降つた災難を自分らが一生懸命整理してんだというふうな説明でありませぬが、その災難は一体それが責任を負うのか。公団形式そのものであるのか。あるいはその経営に當つたところの、先ほどから練達だと言われた業界の先達がいい加減なことをやつたことにあるのか。そこをはつきり答えていただきたい。

○小山委員代理 今の答弁は公団の清算委員はむづかしいと思ひますので、午後まで保留していただいたらいかがでしょうか。

○西村(直)委員 ではさういたしませぬ。

○内藤(友)委員 これは国民が非常に疑いを持つておるのではないかと思ひます。ぜひ国政調査をしていただいで、われ／＼も国民もほんとうに納得ができて、初めてこれを議決するといふことにしていただきたいと思ひます。いずれ理事会で御相談願ひたいと思ひます。

○小山委員代理 その点は理事会で御相談いたすことにいたします。

○竹村委員 ちよつとお伺ひいたしました。石炭の補給金が廃止される一箇月、二箇月前に大量に会社に拂ひ下げられた数量と、その拂ひ下げられた会

社がわかつておれば聞かしてもらいたいです。

○岡野説明員 お答えいたします。会社の名前は考査特別委員会でもお話があつたように聞いておりますが、三井化学株式会社三池染料工業所ですか。それともう一つは、やはり大牟田にあるさうですが、三池炭成工業株式会社、この二つの工場に対して、今竹村委員からお話がありましたようなことがあつたのではないかと、さういふに聞いております。それからもう一つ別な方面で、物価庁の中に何かさういふ値引金制度の審査といふものが、監査をする委員会があるさうであります。その席上でも物価庁としてこれを調査しておるといふふう聞いております。

さういふことならば配炭公団の方の内部関係はどうか、内部の処理はどうかということでありませぬが、八月十五日までは化学肥料、コークス関係は適用されておつたのであります。

○小山委員代理退席。委員長着席

しかしもし三池合成、三池染料、この二つのものが、竹村委員の御質問に該当するものであつたといつたとしても、配炭公団の内部処理といつたしましては、これは中央では実際に違法であるか違法でないかといふことをつかみ切れておりませぬので、現地の支店、配炭局であります。配炭局で処理された通り値引金の交付申請をしております。但し、これは聞くところによりあります。解釈の問題が二つあるさうであります。一つは、クレーンに対して荷渡された石炭でないといふ適用は受けられない。その場合クレーンが八月十五日まで有効のクレーンに対する

荷渡しならば、これは値引きを受けて  
よろしいという解釈と、そうでなく、  
現実に契約がどうなつていようが、  
クーポンがどうなつていようが、八月  
十五日までに手に入れた石炭でなければ  
値引きの適用をしないのだという二  
つの解釈があるという事だ。その  
の解釈がきまるまでは、配炭当局とい  
たしましては、そのまま値引きの適用  
を受けるものという処理を進んでい  
るわけでありまして、実際にはその値引  
きの適用を受けた金はもらつておりま  
せん。ただいまのところ、さやうなこ  
とになつております。

○竹村委員 そういたしますと、この  
損失金の計上の中には、これは当然値  
引きするものであるという考え方でこ  
こに上つてゐるのですか。

○岡野説明員 公団の損益から申しま  
すと、特定産業向け値引き補助金とい  
うものは、損益には関係のない勘定で  
ございまして、かりに配炭公団が一億  
値引きして販売するといはします。す  
ば、その一億は政府の補助を受けてい  
る。こゝういふかっこうであります。こ  
れはごさいません。

○竹村委員 実は大だいま当局からい  
るの聞いておつたのであります。が、  
どうも、そらだらうとか、そらいうこ  
とがあつたと考へるとか、さういふこ  
とが非常な多いので、実はわからな  
いのです。またそれ以上言いましたと  
ころがむりだと思ひますから、責任を  
持つて答弁できる人をお呼び願ひたい  
と思ひます。

○川野委員長 承知しました。午後  
呼ぶことにいたします。

○河田委員 実はこれは配炭公団の損  
失の問題ではないのですが、昨日小澤  
大臣から、米商対日援助返還資金の特  
別会計法の修正の問題について、総司  
令部から政府に対しては何らのサセ  
スチョンもないが、しかしそれは国会に  
来ているというふうなうわさを聞いて  
いるという事がありました。元來、  
こゝういふサセスチョンが来しても、  
政府に來ないで国会に來るといふよ  
うな事は、あまり私たちが聞いたこ  
とがないのであります。この辺の事情  
がどういふふうになつてゐるか。こ  
の点政府委員の方ではつきりおわか  
り方がありましたら、一応明らかにして  
もらいたいと思ひます。

○川野委員 河田君の御質問に對し  
ましては、適當な機会に御答弁させ  
ることになつてゐます。

午後二時七分休憩

午後二時二分開議

○川野委員長 これより會議を開きま  
す。

○竹村委員 飼料配給公団のことにつ  
きまして、昨日だつたと思ひますが、  
日本経済新聞に、配給代金を回収し  
て、それを銀行に預けて浮貸しをした  
といふことから検査になつたといふこ  
とが報せられておるのですが、この事

○大澤説明員 今回のことにつきま  
して、まことに申訳ない事態を引起し  
まして、はなはだ相済みません次第で  
ございまして、これはその当時の課長  
が、昨年の九月までは御承知の通り復  
金から金を借りておりました。それを  
公団に吸い上げまして操作しておつた  
のであります。その間に、さつそく本  
部へ送金した形にいたしました。本  
人が他に流しておつたのであります。  
そのことがわかりまして、さつそく本  
人の処分もいたしました。またこれ  
が損金の回収をはかりまして、最近で  
は二百万円ちよつとぐらゐに減つてお  
るのであります。なおあらゆる手  
段で國家の損失を幾らかでも少くいた  
したいと思ひまして、弁護士その他に  
頼みまして、現在強制措置をとりつづ  
いております。この間におきまして、相  
期間氣のつかなかつた点は重々申訳な  
いと思ひます。その他の事柄につ  
きまして、十分注意いたしたいと思  
つております。

○竹村委員 十分注意はつてござい  
ますが、大體さういふ点において  
損失された金は、現在までに大體幾ら  
ありますか。

○大澤説明員 現在で三百五十万ぐら  
いございまして、しかしなおこれは公正  
証書をつくりまして執行すること、こ  
全部手續をやつておられますから、こ  
れが相当減額するものと存じておりま  
す。

○竹村委員 そういたしますと、先ほ  
どもいたしました資料の中に、その三百  
万円という損失金は見込まれておるの  
ですか、どうですか。

○大澤説明員 資料の中には、それは  
まだ見込んでございせん。

○竹村委員 そういたしますと、その  
損失がはつきりして参りますと、一  
般会計からまた繰入れて、その損失を  
補填しなければならぬといふふう  
に考へられますか。

○大澤説明員 私の方は剰余金が出る  
計算になつておられますから、損失は  
出ないつもりでおります。

○竹村委員 あなたの方限りではさ  
うなんですが、全体の損失を剰余金で負  
担するといふことになつておるのだか  
ら、結局剰余金は減ることになつてお  
りますか。

○大澤説明員 今おつしやいました通  
り、計上してあります剰余金よりは減  
るのであります。公団といたしまし  
ては赤字になるつもりでおります。

○竹村委員 もう一点だけお伺ひし  
たのであります。現在まではこれだ  
けで、これ以外にさういふようなこと  
で剰余金が減るといふことが全然ない  
と考へられますか。あるいはまた調査  
が進むと、さういふことが出て来るか  
もしれぬといふふうにお考へになりま  
すか。その点ひとつお聞きしたい。

○大澤説明員 十分注意いたしてお  
りますから万ないとは思つておりま  
す。かりに出ましても、必ず剰余金の  
範囲内におきまして、赤字を出したり  
などいたしまして御迷惑をかけること  
は万ないと思つております。

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案を議題として、提案理由の説明を求めます。本多國務大臣。

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案

昭和三十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案

（定義）  
第一條 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象に因り生じた災害をいふ。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいふ。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要を施設することを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 前二項の場合において、一の施設に於て災害にかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋水制、床止その他これらに類する施設に於て災害にかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこ

これらの施設の二以上にわたる工事  
で当該工事を分離して施工するこ  
とが当該施設の効用上困難又は不  
適当なものは、一箇所の工事とみ  
なす。但し、当該工事を施行する  
地方公共団体が二以上あるものに  
ついては、この限りでない。  
(災害復旧事業に対する全額国庫  
負担等)

第二條 国は、昭和二十五年年度に限  
り、法令により地方公共団体又は  
その機関の維持管理に属する左に  
掲げる施設のうち公共的土木施設  
の部分に関する災害の災害復旧事  
業で、当該地方公共団体又はその  
機関が施行するものについては、そ  
他の法令の規定にかかわらず、そ  
の事業費の全額(前條第三項に規  
定する事業費については、当該事業  
の事業費が、当該施設を原形に復  
旧するものとした場合に要する金  
額を超える場合においては、原形  
に復旧するものとした場合に要す  
る金額に相当する金額)を負担す  
ることができる。

- 一 河川
- 二 海岸堤防
- 三 砂防設備
- 四 道路(道路法(大正八年法律  
第五十八号)第一條の道路をい  
う。)
- 五 港湾

2 同は、昭和二十五年年度に限り、  
前項に規定する施設に関する災害  
に対し国が施行する災害復旧事業  
で、地方公共団体がその費用の全  
部又は一部を負担するものについ  
ては、他の法令の規定にかかわら  
ず、その負担金の全部又は一部を

免除することができる。  
(適用除外)

第三條 前條の規定は、左に掲げる  
災害復旧事業については適用しな  
い。  
一 経済効果の小さいもの。  
二 昭和二十六年年度以降に着工し  
てもさしつかえないもの。  
三 維持工事となるべきもの。  
四 明らかに設計の不備又は工事  
の施行の粗漏に起因して生じた  
ものと認められる災害に係るもの。

五 甚しく維持管理の義務を怠つ  
たことに起因して生じたものと  
認められる災害に係るもの。  
六 天然の河岸の欠かいに係るも  
の。但し、特に維持上又は公益  
上必要と認められる場合を除  
く。  
七 災害復旧事業以外の事業の施  
行中に生じた災害に係るもの。  
八 直高一メートル未満の小堤、  
幅員二メートル未満の道路及び  
その附属物その他前條第一項に  
規定する施設の主務大臣の定め  
る小規模な施設に係るもの。  
(実施規定)

第四條 この法律の実施のための手  
続その他その執行について必要な  
事項は、政令で定める。  
附則  
この法律は、昭和二十五年四月一日  
から施行する。

○本多國務大臣 たいだいま提案になり  
ました昭和二十五年年度における災害復  
旧事業費国庫負担の特例に関する法律  
案につきまして、その提案の理由及び

主要なる事項について御説明申し上げ  
ます。

地方自治の拡充強化は、新憲法の基  
本方針の一つであります。これが実  
現を期するためには、その裏づけとな  
るべき地方財政を充実安定させること  
が、ぜひとも必要であることは申すま  
でもないところであります。しかるに  
近年頻りに発生する台風、地震等は戦  
時中の国土の荒廢と相まつて甚大なる  
被害をもたらした。ために地方公共団  
体の財政は、深刻な危機に瀕している  
のであります。すなわち予知せざる災害  
の発生によりまして、関係地方公共団  
体は、税収その他の歳入に激減を来す  
反面、住民の生命及び財産の保護のた  
め必要を救助事業等に要する経費の支  
出を余儀なくせられ、なかつて公共  
施設の復旧事業につきましても、異年  
巨額の経費負担を課せられていたので  
あります。従いまして罹災地方公共団  
体はこれらの経費支出のため、高率課  
税、起債あるいは經常費の縮減等を余  
儀なくされ、ことに最近におきまして  
は、地方公共団体が負担する災害復旧  
費の大半が起債に求められる結果、そ  
の償還費が長年月にわたる過重な住民  
負担となり、地方財政の健全化に暗  
影を投じているのであります。

先般来朝したシャウ使節團もこの  
点を指摘し、災害復旧費は、軽微なも  
のを除き、全額国庫において負担すべ  
きことを勧告しているものであります。  
政府におきましては従来高率補助金  
の交付、または災害債の利子補給等の  
方法により、災害復旧費に関する地方  
財政負担の軽減にできるだけ努力をい  
たして参りましたが、逐年急激な増加  
を示しつつある災害復旧費の地方財政

に及ぼす深刻な影響にかんがみ、かつ  
はシャウ使節の趣旨をも尊重いたし  
まして、従前の災害復旧事業費に対す  
る一部国庫負担の制度にかえ、新たに  
公共的土木施設の災害復旧事業費につ  
いては、全額国庫負担の建前をとるこ  
とにより、罹災地方公共団体の財政負  
担の軽減をはかるとともに、災害復旧  
事業の円滑なる施行を期することとし  
た次第であります。このために政府  
は、昭和二十五年年度の予算編成に際  
し、公共事業費中に四百七十億円に上  
る災害復旧費を計上するとともに、こ  
の制度を実施するために必要な基準を  
法律で定めることとしたのであり  
ます。

以上が本法律案を提案いたしました理  
由であります。次に法律案の概要  
につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、地方公共団体が維持管  
理する河川、海岸、堤防、砂防設備、  
道路及び港湾の公共的土木施設に関す  
る災害復旧事業であつて、地方公共団  
体が施行するものに要する災害復旧費  
は、昭和二十五年年度においては、国庫  
が全額これを負担することができると  
のとしたのであります。従来土木  
施設の災害復旧費につきましては「都  
道府県災害土木費国庫負担ニ關スル法  
律」の規定により、三分の二の国庫負  
担が行われていたものであります。本  
法律案は地方公共団体の施設に関する  
限り、他の法令の規定にかかわらず、  
これを国庫の全額負担とすることがで  
きるものとしたわけであります。

第二は、従来国がみずから災害復旧  
事業を行う場合には、受益者負担とい  
ふ意味で地方公共団体から分担金を徴  
収していたのであります。これに関

しまして、さきに申述べました公共  
的土木施設につき、明年度においてそ  
の分担金の一部または全部を免除する  
ことができることとしたのでありま  
す。

第三といたしましては、本法律案の  
適用を受ける災害及び災害復旧事業の  
意義を明確に定めたのであります。す  
なわち災害につきましては、これを暴  
風、洪水、高潮、地震その他異常な天  
然現象によつて生ずるものに限定し  
て、天然の不可抗力による災害としか  
らざるものとを画然と区分することに  
より、本制度の的確な運営を期するこ  
ととしたのであります。

次に災害復旧事業とは、災害によつ  
て必要を生じた事業で、一箇所の工事  
費が十五万円以上のものであつて、災  
害にかつた施設を原形に復旧するこ  
とを目的とするものと定めたのであり  
ます。しかしながら災害にかつた施  
設を原形に復旧することがきわめて困  
難であつたり、またその被害の状況や  
施設の効用上不適当である場合は、考  
えられますので、このような場合には、  
旧施設にかわるべき必要な施設をする  
ことを目的とする事業でも、その工事  
費が十五万円以上であれば災害復旧事  
業とみなして、本法律案の対象とした  
のであります。但しこの場合に無制限  
に全額国庫負担制度を認めると、災  
害復旧に便乗いたしました不必要な拡  
張、改良事業が行われることも考えら  
れますので、国庫でその全額を負担す  
る事業費は、当該施設を原形に復旧す  
るものとした場合に要する金額のみに  
限定した次第であります。なお前に述  
べました一箇所の範囲につきまして、  
被害箇所が短距離で連続している場

に及ぼす深刻な影響にかんがみ、かつ  
はシャウ使節の趣旨をも尊重いたし  
まして、従前の災害復旧事業費に対す  
る一部国庫負担の制度にかえ、新たに  
公共的土木施設の災害復旧事業費につ  
いては、全額国庫負担の建前をとるこ  
とにより、罹災地方公共団体の財政負  
担の軽減をはかるとともに、災害復旧  
事業の円滑なる施行を期することとし  
た次第であります。このために政府  
は、昭和二十五年年度の予算編成に際  
し、公共事業費中に四百七十億円に上  
る災害復旧費を計上するとともに、こ  
の制度を実施するために必要な基準を  
法律で定めることとしたのであり  
ます。



合。及び被害施設の効用上復旧事業を分離して施行できない場合は、被害箇所が二箇所以上ありましても、一括してこれらを一箇所とみなして、工事費を算定するというにいたしました。

次にひとしく災害復旧事業であつても、経済的効果のきわめて低いもの、施設の管理者や建設施行者の不注意、怠慢により被害をこうむつたと認められるもの、きわめて小規模な施設に關するもの等は、全額国庫負担制度の対象から除外したのであります。これは貴重な国費を有効かつ適切に使用するという意味からして、当然の規定と考ふる次第であります。なお本法律案を昭和二十五年限りの特例法としたことは、地方財政の転換期ともいへば昭和二十五年限りにおいてとりあえずこの制度を実施し、昭和二十六年以降については、本制度の実施状況と地方財政の情勢とをにらみ合せまして、合理的かつ恒久的な制度を樹立したいという考え方に基くものであります。さらに本法律案の実施細目には、政令にゆだねることとしてありますが、画期的な本制度の実施に備え、着々その準備を整えている次第であります。

以上本法律案の理由及びその内容につきまして説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望いたします。

○川野委員長 次に旧軍港市転換法案を議題として、提出者より提案理由の説明を求めます。佐々木鹿藏君。

### 旧軍港市転換法案

右成規により發議する。  
昭和二十五年三月十八日  
發議者

- 佐々木鹿藏 門屋 盛一
- 青山 正一 山田 節男
- 大隅 憲二 岩本 月洲
- 稲垣平太郎 波多野林一
- カニエ邦彦 宇都宮 登
- 大野木秀次郎 大隈 信幸
- 岡本 愛祐 奥 主一郎
- 小串 清一 尾崎 行輝
- 山下 義信 松嶋 喜作
- 藤野 繁雄 淺岡 信夫
- 三木 治朗 鈴木 憲一

### 参議院議長 佐藤尚武殿

### 旧軍港市転換法

第一條 この法律は、旧軍港市（横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ）を平和産業港灣都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄與することを目的とする。

### (計画及び事業)

第二條 前條の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港灣都市にふさわしいように建設する計画（以下「旧軍港市転換計画」という。）及びこれを実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」という。）については、都市計画法（大正八年法律第三十六号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の適用があるものとする。

### (事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ。

第四條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の例により、処理することができ、この場合において同法第二條第一項及び第三條第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

第五條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓與しなければならぬ。

第六條 前二條に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の讓與に關し、その相手方、財産の範圍、讓渡価額、延納期限その他の重要事項については、大蔵大臣の諮問に依つてこれを調査審議するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議會（以下「審議會」という。）を置く。

第七條 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、六箇月ごとにその進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

第八條 内閣総理大臣は、毎年一回國會に對し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

第九條 市長及び住民の責務

第十條 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港灣都市を完成することに對し、不撓の活動をしなければならぬ。

第十一條 この條に規定するものの外、審議會の運営に關し必要な事項は、審議會が定める。

第十二條 審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第十三條 審議會の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第十四條 委員は、非常勤とする。

第十五條 第三項第三号、第四号及び第六号にかける委員は、予算に定める金額の範圍内で旅費を受けるものとする。

第十六條 審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第十七條 審議會の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第十八條 審議會に会長を置き、委員の互選によつて定める。

第十九條 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任することゝをさまたげない。

第二十條 前項第六号にかける委員は、同議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第二十一條 各一人

一 学識経験のある者 五人

二 前項第六号にかける委員は、同議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第二十二條 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任することゝをさまたげない。

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

第二十四條 この法律は、日本國憲法第九十五條の規定により、旧軍港市のそ

れぞれの住民の投票に付するものとする。

3 前項の住民の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、旧

第十三條第一項表中

国有財産調整 審議 會	大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、新管轄その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受け、国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。
国有財産調整 審議 會	大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、新管轄その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受け、国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。
審議 會	大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、新管轄その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受け、国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。
審議 會	大蔵大臣の諮問に依りて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、新管轄その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受け、国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

旧軍港市国有 財産処理審議 會	大蔵大臣の諮問に依りて、旧軍港市振換法（昭和二十五年法律第一号）第六條第一項に定める旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關する重要事項を調査審議すること。
-----------------------	---

に改める。

5 特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 旧軍港市国有財産  
処理審議委員

第九條中「第二十二号」を「第一  
十二号の二」に改める。

○佐々木參議院議員 たいだいま議題となりました旧軍港市振換法案についてその提案理由を御説明申し上げます。横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市の四都市は、御承知の通り旧軍港が置かれ、巨額の国費を費し、また長年月にわたる設営努力により、日本海軍

軍港市のうちから除かれるものとす。 4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

の四大根拠地として終戦時まで発展して参つたのであります。すなわち一小漁村であつた横須賀市は、明治十七年東海鎮守府が置かれて以来、逐年軍港規模が拡張せられ、市人口三十八万に上る大都市となり、全市すなわち軍港というように一体として発展し、ために一般産業の興る余地なきままに、市の財政も多額の国庫助成に負うような状態であつたのであります。吳市はもと吳浦を囲んだ半農半漁の村落にすぎなかつたのであります。明治二十三年に第二海軍区鎮守府が開設を以て以來、海軍の諸施設の整備拡充が行われ、戦争中は四十二万の人口を擁する大都市に膨脹したのであります。また佐世保市について申し上げますと、こゝにまた明治二十三年当時人口四千にす

ぎなかつた一寒村が、軍港都市として発足して以來、同様の急激な発展を遂げ、また舞鶴市についても事情はほぼ同様であります。しかるに今次の大戦が、わが国をほとんど壊滅の状態に陥れて終末を告げるに至りました結果、これらの四都市は一瞬にしてその存在の意義、立市の根拠を失つたと申しても過言ではないのであります。その受けた打撃は精神的にもまた経済的にも、他の職災都市に比較すべくもななく、甚大であつたのであります。すなわち、たとえば吳市のごときは、四十二万に上つた人口が終戦直後十三万に激減し、約四箇年を経過した今日においてもようやく十九万人に過ぎず、他の三市についても事情はほぼ同様であります。また四市いずれも一挙にして工廠等の職場を失ひましたため、新たに依存すべき産業が皆無に近く、おびたしい失業者群を擁して、市民生活はまことに暗澹たるものがあるのであります。市民の中には工具として父祖世代にわたり優秀な技術と経験を持つ者が多数あるのであります。それらは何ら活用せられることなく、農耕とか日傭仕事にその日を送つてい

わんや他の三都市においてははかり知るべきものがあると思はれるのであります。また巨大な海軍の軍需品製造設備や港灣施設は、市当局その他関係方面の努力により、若干工場の誘致を見たものもありますが、その大半は平和産業のため活用せられることなく、遂休のまま放置せられ、特に造船施設は旧軍港であるゆえをもつて、その作業は極度に制限を受け、その転活用をはばんでいるのが現状であります。また右に申し述べました実情からする当然の結果として、四市経営の立ち直りに充つべき課税等の収入もきわめて僅少でありまして、いずれも極度の財政難にあえいでいるのであります。一方においてわが國は新憲法において戦争を永久に放棄し、平和国家として新しく発足したのでありますから、四市往時の軍港市としての繁栄を再びとりもどすといふことが望み得ないこととは当然であります。のみならず今日四市の市民の間には、憲法の精神に沿つて立市以來の軍港性を市の性格から根本的に排し、平和産業港灣都市として新たに出發したいとの、申さば國の内外に對して都市として嚴肅な平和宣言をしたいとの願望が、力強くみなぎつているのであります。さきに広島平和記念都市及び長崎國際文化都市の兩特別法によつて、わが國の平和と文化に對する念願が世界の共鳴を呼んでいることは、各位御承知の通りであります。日本が旧四大海軍根拠地を平和都市に転換するといふことを世界に宣言するといふことは、平和運動として意義が深いものがあると思はれるのであります。申すまでもなく、四市の市民は今日市民生活の建直し、市の建設

にみずから立ち、みずから助くるの悲壯な決意をもつて、努力しているのであります。父祖世代にわたる工具としての優秀な技術と経験をもちながら、これを活用できず失業状態にあるのであります。これは市民として苦痛にたえないところであるのみならず、國家的にも大きな損失であります。

右に申し述べたような特殊の事情がありますので、その自力のみゆだねることなく、國家としてこの際まで得る限りの有形無形の援助の手を差延べることが、きわめて必要であると痛感されるのであります。本法案は以上申し述べました趣旨に基きまして、旧軍港市である四市に平和都市として新しい性格を與え、遊休状態にある旧海軍の諸施設を活用して、産業の振興、港灣の発展に充て、もつて平和日本の理想達成に資することを明らかにしますとともに、その建設に對する國の援助を骨子として規定しようとするものであります。その大要を申し上げますと、この法律は全文八箇條から成り、第一條には右に申し述べました通りのこの法律の目的をあげ、第二條においてその目的を達成するための計画と、事業及びそれを特に重要緊接な關係にある都市計画法、または特別都市計画法との關係を定めたのであります。第三條におきましては、重要な意義を持つところの転換事業の促進と完成とに對して、國及び地方公共団体の關係諸機關が、できる限りの援助をすべき旨の特別規定を設け、第四條及び第五條において、国有財産特に旧軍用財産の処分についての特別の措置を定めたのであります。すなわち旧軍用の土地施設を

他の財産を拂い下げる場合には、通常は旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律により、時価の二割以内の減額をした価格で譲渡されるものであります。特に本法においては、その割引率を五割以内まで引下げることができ、また代金支拂いの延納期間も三年となつてゐるものを、最長十年にまで延納の特約をすることができるといふこと。さらに旧軍用財産一般につき、国が旧軍港市転換計画の実施に寄與するよう、有効適切に処理する義務のあることを示し、従つて必ずしも時価拂下げ方針に拘泥せず、必要に応じて一時使用許可方針を併用する趣旨を含め、また普通財産の譲渡につき、固有財産法の特例を開いておられます。このように固有財産、旧軍用財産の処理譲渡に關しては特例が設けられておられますので、第六條におきましては、これらの処分の特正妥當を期するたため、大蔵省に旧軍港市固有財産処理審議案を設け、その委員の構成については大蔵事務次官、建設事務官、関係府県知事、旧軍港市の市長、関係各省官吏のほか有力な民間の学識経験者をも加えて、最も実情に適合し權威ある決定をなさしめんとするものであります。さらに第七條におきましては、本法による転換事業の実施の進捗状況を、事業の執行者は六箇月ごとに建設、大蔵の両大臣に報告し、内閣総理大臣はこれを國會に報告いたすこととし、第八條は四市の市長及びその住民は、おの／＼その市の平和産業港灣都市建設にあつて、不断に活動と協力をしななければならぬ旨の規定を置いてあります。なおこの法律は憲法第九十五條に、いわゆる一の地方公共団体のみに

適用される特例法に当りますので、附則第二項に本法案の国会議決後、各市において住民投票に付さなければならぬ旨を明らかにいたしてあります。以上が本法案の大要でございます。何とぞ各位におかれましてはその必要性をお認めくだされ、御賛成賜わらんことを切望いたします。

○川野委員長 それでは次に配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○竹村委員 ここに出されました資料のうち、食料品配給公団の損益計算書において、二十五年度の損失一億一千六百五十七万七千四百というのを、前期剰余金から引いて残り幾らということになつておるのですが、大体こういう経理内容に大差ないものであるか。あるいはまた何か事故等が起つてかわるものであるかどうか。

○佐藤説明員 二十五年度の経理につきましては、食料品配給公団としては清算の予算を計上いたしましたのでありますが、ただいまお話のありました一億一千六百五十七万七千四百という問題は、ちよつと数字が心当りしないのでございます。現在の損益計算予想によりまして、二十五年四月一日から九月三十日までの間に、清算を完了することになつておりますが、その間の損失金は総計約三億二千八百万円ということになつておるのでございます。これに対して二十四年度剰余金が約三億三千八百万円予想されております。従つてその両者の差引一千九百万円は、最後に剰余金を生ずるといふ計算になつております。

○竹村委員 今お聞きいたしますと、大体本年度の損失は三億二千八百万円、そうなりますと、ここに大蔵省から出された資料と大分違つておるわけですか、どうですか。

○大澤説明員 昨日資料を提出いたしましたのが、二十四年度の三月三十一日現在でどのくらい剰余金が出るかという計算をしまして、二十四年度の食料品配給公団損益計算書というのがございます。これで見ますと、一億二千六百万円の剰余金が出るということになつております。お手元のプリントをのぞいて見れば、わかりやすいけれども、一億二千六百万円の剰余金が出まして、二十五年度の四月から九月までに清算を完了する予定でございますが、この九月までの間に、一体どのくらいの事業運営費とか、あるいは事業費とかその他諸経費が必要になるか。これが一億一千六百五十七万七千四百。この一億一千六百五十七万七千四百に対して、二十四年度に剰余金が生じた一億二千六百万円というものを繰入れまして、これによつて清算を完了する。その清算の結果当期の剰余金四百四十九万三千円という数字は、これは國庫に入るものである。こういう数字になつております。

○竹村委員 そういたしますと、大体今説明されたところで、結局二十五年度の清算に要する費用は三億一千八百万円ということになるわけですね。

○大澤説明員 さようでございます。

○竹村委員 そういたしますと、これが今後変更されたり、あるいはいろいろの不平等が行われるというふうな見込みはありませんか、どうですか。

○大澤説明員 お答えいたします。食

料品配給公団が今一番もてあましております。カン詰の問題でございますが、カン詰は先日もお話いたしましたように、相当古いのがございまして、これは相當の損失を予想しております。ところが逆に乳製品がございまして、乳製品の方で十分まかなつて、おそろくこれ以上剰余金が出るのではないかと、いう考えを持っておりますが、相當な大規模でございますから、いろいろわさざされておきますスキヤンダルなものが出来まして、これ以上悪いのではないかと懸念がございまして、たゞいまのところ食料品配給公団といたしましては、これ以上の剰余金が出るのではないかと、いふふうに期待しております。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○竹村委員 刚才、言つと長くありますから簡単にやります。配炭公団の方へもう一べん聞きたいのですが、さつき説明されました中で、大体補給金を廃止される前に、たとえば日新化学とかあるいは三井化学とか三池合成とかいうところに向けて、八月十五日以前にその間に石炭を渡されたと言いましたが、その数量は全体で幾らくらいになつて、これが補給金が廃止されたから向うに引渡したものと、積段の差額は、一体どのくらいあるかお聞かせ願ひたい。

○岡野説明員 詳しい数字はたゞいま持つておりませんが、たしか約一万二千トンくらいと記憶しております。それは二つの工場についてです。今御質問のございました日新化学ということ、私は存じておりません。そうして補給金の額であります、これはこの制

度そのものが相當複雑な制度でありまして、計算するにつきは、その工場の使用割合という方法をとつておられます。これはその石炭が、納めた石炭のうち何パーセントが特定物資の製造に使われるかという、そのパーセントを資源庁で定めまして、そのきまつたパーセントによつて、引き補給金の適用を受けておられます。一万二千トン全部が引き補給金の対象になるといふ数字ではないのであります。そのパーセントが、三池製糖所ですか、これについては何パーセント、三池合所については何パーセントということはたゞいま記憶いたしておりませんが、大体の数字は、普通トシ当り引き補給金が二千六、七百万円と思つたので、かりに一万二千トンの八〇%の適用を受けるものとしたとすると、二千六、七百万円ということになると思つた。もし絶対に間違いない数字ということになります。後刻日を改めまして、調べた上で御回答申し上げたいと思つております。

○竹村委員 今度は政府の方に聞きたいのですが、先ほどの、各公団から聞いておられます。もちろん提案理由のところにも書いてありますが、大体これは予想される金額の一般會計から繰入れである、こういうふうに考へなければならぬと思つたが、そのように解釈していいのですか。

○大澤説明員 配炭公団に対する四十億五千七百万円の数字につきましては、現在のところ四十三億五千七百万円の範囲内において済ませる、こういう心づもりでございます。

○竹村委員 そうすると、ほかの公団の益金をも繰入れられるということに

なつておりますので、たとえ先ほど聞きましてたところの飼料配給公団の三百五十万円というものが、一応剰余金からはずされるということになりますと、それだけ繰入金があふえて来るという、ことはないですか。

○大蔵説明員 飼料配給公団に対する分につきましては、今のところ相当損失も予想されまされども、できるだけチャージその他一般事業経費費とかあるいは事務、人件費を節約いたしまして、この範囲で必ず清算を完了したい、かように存じております。

○竹村委員 もちろん非常に努力されるところということについては問題はないのでありますけれども、しかし問題は、結局損失が百十九億、あるいは今度繰入れするの、不足するのが四十三億幾ら——四十三億と簡単に言いますけれども、やはり相当な金です。そういう点を簡単に、大体それくらいのものでありとしようとな不確実なことで繰入れされて、また今度はいくらに努力したけれども赤字が出た、また一般会計からというように、小刻みにまた今度の臨時国会でもやられる、あるいはその額については、その前は四十億だったが今度は二十億だった。体裁はいくらけれども、拂う国民にとつては非常に迷惑です。この点について政府は一体責任を感じておられるのか。今までの制度が悪かつたのだから、おれたちには責任はないのだ。前の内閣がやつたのだから、今度是一般会計から繰入れてやらばいいのだというようにお考えになつておられるのか。その点をおつきりお聞き願ひたい。

○大蔵説明員 飼料と食料品配給公団は、当該公団が二十四年度に生じまし

た剰余金をもつて、四月以降九月までの清算に要する経費に充当する。配炭公団については四十三億五千七百万円を一般会計から繰入れまして、これによつて配炭公団の債務を完済し、清算を完了したい、こういうふうな考えを、おられますが、配炭公団におきましては、これは今ちよつと約二百五十万円のごさいますので、これの処分の結果い

かんによつては、四十三億きり／＼のところへ行くか、それとも半分くらいに行かつかという事は、今後の清算を終了してみなければわかりません。大体現物を清算しました結果損益状態がはつきりして参ります、どのくらい不足したという数字がはつきりしません、損失補償金として一般会計から出さない数字になつておられますから、今後の清算をまつて下さい、はつきりした数字は申し上げられませんが、照以下で処理したいと考えております。

○竹村委員 範囲ということになると非常に便利な意味の言葉ですが、たとえば最近いわゆる炭坑ストなんかで、はつきり申し上げますと石炭の値は上つてい、そうすると今従来の公団の經理を通じて見ますと、薪炭特別会計とい、非常に国民としてはどうも納得の行かないような経理状態が行われているように見えるわけであり、従つてあなたのおつしやるように、この範囲内でもやれる、もちろん十分やれるような予算はお組みになつておられると思ひますけれども、しかしその十分やれる予算を組んでいるこのことにはまた問題がある、従つて石炭なんかは實際において今上つてい、それだけ今度

はいらぬから、繰入れたものを返すのだというふうにおつしやればそれでよいのだけれども、十分とつておいて、とつたものは大がいつてしまわれるというの、大体今日の政府のやり方なので、不安でならないのであります、そういう手持石炭の値上り等はどうか、どういふふうにおつしやられるか、ひとつお聞きしたい。

○岡野説明員 最近炭坑ストその他で石炭の値段が若干上つてゐる、というふうなことで、今まで予想していたときよりも高く売れたらそれだけ返す、そんなんで困る、こういうふうな御質問であります、ただいまのところ公団のまだ売れ残つておられます、悪い石炭について、特に市価が上つてい、という話は、われ／＼つかんでおらないのであります、従ひまして午前中にもちよつと触れました通り、てんで悪い品物が残つてゐるので、そういう悪い品物が最近値段が上つてゐるといふふうなことから、そのために今後の処分が予定よりも益が出るというふうには考へておらないのであります。

○竹村委員 私数学の方は大体聞いたので、よいのですが、やはり現在四十三億何ぼというのを、こういうふうな状態で繰入れるということについては、政府のほんとうに政治的な責任問題があると思ひますので、政治的な面からひとつお伺ひしたいから、担当の主管大臣をお呼び願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私はほんの十分ほど根本のことを、先ほど西村委員からもお尋ねのあつたこととすけれど、ちよつとお尋ねしたいと思ひます、配炭公団につきましての損失のあることは、先ほど来たたび／＼皆さん

の御質問によつて明らかになつております。先ほどお聞きになつたかもしれませんが、相当数量の金額が未収になつてゐるといふことを考へてゐるので、どうしてそういうふうな未収になるかという点を、もう一べんはつきりされたと思ひます。回収不能分としてたしか二十億というものが、その中に考へておられますが、その他にも相当未収があるのです。どうしてそういう未収があるか。この根本の原因について承りたい。これはやはり国民の血税をもつて、こういうものを補わなければならぬということになるのでありますから、もう少し配炭公団は親切にやつて、国民に迷惑をかけるな、こういう線を強く出すことこそ為政者の務めであらう、かように考へておられますが、その根本理由について承りたい。

○岡野説明員 私配炭公団の職員なものですから、根本理由とかいうことで、出て来た数字の予算上の説明といふこととごさいますし、申し上げたいと思ひますが、よろしゅうございませう。午前中にもほかの委員の方から御質問がありまして、その中の一項目として、この売掛金回収不能のことにつき触れたのであります、御承知のように公団がずつと存在中、配炭公団の使命としてはまず第一に配給機關、適正な石炭をクレーンに送つて配給するところ、クレーンが券券されたのであります、クレーンが券券されたならば相手が信用があるかないか、金の拂ひがいか悪いかというところを選択する余地が配炭公団にはなかつた。これが配炭公団から見れば一番

致命的なことであつた私は考へるのではありません。そのほか石炭に限らず、その後の一般の事業不振とか資金難、こういうものが影響してあります、今まで昭和二十二年六月配炭公団ができましたから、昨年の九月十五日に解散を命ぜられるまでの期間中に、約二十億円の販売高を示しておりますが、九月十五日までに回収不能といふことで損失に計上したものは一億もないのであります。それは売掛金の残として、今までずつと持つて参つたのであります、その二千億に対して約十六億円が出るのではないかと、最近と申しましても一月ですが、配炭公団で調べてみましたところが、けさほどお手元に委員部の方から出ておられます、非常に回収困難なものが大体二十四億二千円くらい調べ上つたのであります。これは回収困難なものといふことで、一生懸命回収の最中であり、それがとれなくなるのではないと思はれるものでも若干入つて来るかと思はれませんが、幾らか入つて来るか、これも案外入つて来ないといふふうなことも想定されまして、いずれにしてもあきらめて回収を投げているのであります、これについてはあらゆる方法とつて強行してありますので、予算との関係もあつて、せめてもう七億円で八億円で回収を努力して、十六億の予算までは圧縮したい、あるいはそれ以上にも回収の残を少くしたい、かように考へてゐる次第であります。

○三宅(則)委員 今の御説明によりまして、もちろんこれは片山内閣、芦田

の御質問によつて明らかになつております。先ほどお聞きになつたかもしれませんが、相当数量の金額が未収になつてゐるといふことを考へてゐるので、どうしてそういうふうな未収になるかという点を、もう一べんはつきりされたと思ひます。回収不能分としてたしか二十億というものが、その中に考へておられますが、その他にも相当未収があるのです。どうしてそういう未収があるか。この根本の原因について承りたい。これはやはり国民の血税をもつて、こういうものを補わなければならぬということになるのでありますから、もう少し配炭公団は親切にやつて、国民に迷惑をかけるな、こういう線を強く出すことこそ為政者の務めであらう、かように考へておられますが、その根本理由について承りたい。

内閣の国管問題当時のことであり、これを跡始末するのが党内閣であり、その根本理由は、今承りまして、これは官僚の統制が手伝いまして、できるだけ安易な統制方針で進みたい、こういうのも手伝つて、この結果に来たのではないかと、この結果を痛感するわけであり、その内面におきましても、技術面においても、それらの運用方法について、相手が入つておつたことと考へておられますが、その入つておつた人の責任が、西村委員もお尋ねになつたと思ひますが、一体どこに責任があつたか、といふことはわかりませんか。だれもか、これもなしに自然にこうなつて来たのだといふことは、これは前内閣、前々内閣のことになるかも知れません。はなはだ遺憾であると思ひますが、○小山委員 長代理 三宅君に御相談しますが、この問題はわりではないかと思ひますので、後刻適当な方が見えたときにされてはいかがでしょうか。

○苫米地(英)委員 今の御答弁を伺つて、配給であるから、配給回符が出された以上はそこへやらなければならぬ、というふうなお話であつたのですが、配給はすべて現金が原則であつて、一般市民は金を拂わなければ、一かからの石炭ももらえない。これは米においても同じです。ところが配給の回符が切れたら、金が回収できるかできないかも考へないで、石炭を渡さなければならぬかつたという事案があるのですか。もしあつたとするならば、そういう特権を持つておつたのはだれであつたか、これをばつくりしておいていただきたい。

○中島政府委員 配炭公団は判明書書の提示をいたしまして、石炭購入の申出があつた場合には、正当の事由なくしてこれを拒むことを得ないという義務があるのであります。正当な事由と云ふのはどの程度であるかといふことにつきましても、たとへば、御例示の売掛金がたまつておるといふふうなものが、正当な事由であるかといふかといふことにつきましても、いろいろ疑問がありまして、これは一つの正当な事由であるといふふうにはつきりいたしましたが、去年の六月ごろであります。それまではそれほど売掛のたまつた例も多々ありません。また石炭のごとき動力資源として最も不可欠なものを配給停止するといふようなことは、その事業自体をとどめることになりまして、従つて代金の回収自体を不可能ならしめるといふ点からいたしまして、判明書書の提示があつた場合には、そういう事例におきましては、当然これは債権は債権として配炭公団は考へ、われ／＼もさういふふうにおきに実施しておつたわけです。

○苫米地(英)委員 こればかりにふかしの答弁です。それでは会社と一般国民との差別待遇をいつたのですか。そういうことが許されているのですか。一般国民には前金を拂わなければ、一かかけもくれない。しかるに会社へは、正当の事由がなければやらなければならぬ。国民だつても、配炭の切符をもらつておられるのは相当の事由がある。あるだけでも金がなければならぬ。しかるに特権を持つておられる一部があるといふことはふかしぎだ。

それはどこにどういふ根拠があるので、か。そういうことをやるからこういふことになる。

○中島政府委員 公団の代金回収という意味におきまして、特定の工場に配炭を停止するといふことをいたしました。工場自体の操業が停止いたしました。代金は回収できない。こういうふうな点も考へなければならぬと思つて、あります。そういう意味において配炭停止といふことは非常に慎重を要するといふこと、できるだけこれを避けておつたやうなわけでありまして、

○苫米地(英)委員 これは個人が仕事をしている場合でも同じことです。大きな会社である場合も、小さい個人の仕事である場合にも同じです。それをどうしてそんなに差別をつけるのですか。そういうこと、これをやるから、こういう問題が起つて来る。そこでわれ／＼として、先ほどから問題になつておる通り、国民が納得する方法において、これはどうしても拂わなくちゃいけない。過去をいたすに追いつけるわけではないけれども、そのところをはつきりして、だれもが納得するのでなければ、われ／＼としてはこの予算を通すわけには行かない。しかるに大きい会社の場合には売掛でもつてやるのが当然で、そうしなければならぬ。個人の場合にはこういうことを無視している。これははなはだ非民主的である。われ／＼はこう考へるので、その点はどうなんですか。

○中島政府委員 大会社と小会社ないし個人ということにつきまして、たゞいまのような配炭ないし代金の回収についての差別を設けたことはないと思ひます。

○苫米地(英)委員 差別を設けたことがないと言つても現実において、それがなつておる。それは売掛金の今たまつておる中に、個人経営のものはどれくらいあるか。その資料を出していただきたい。

○植木説明員 たいま苫米地委員からの質問でございますが、たとへば北海道地区の家庭用炭というやうな配給につきましては、おそらく現金売といふことで処理していただき、配炭公団の荷渡しにつきましてはいろいろ契約がございまして、当時の契約ではおそらく小口の家庭用配炭については、これは代金の回収などについて、いろいろ技術的なごまかい問題がございまして、おそらく現金売りとなつていたと思ひます。それから大きな会社には別に区別をつけたというわけはございせんが、結果的には代金が逐次とれなくなりまして、大体現金売りを建前としておりますが、いろ／＼金融上の問題でとれなくなるといふのが、結果的にそういう差別的なものになつたのでございまして、原則的には別に差別をつけたといふことではなかつたのであります。

○苫米地(英)委員 私の今言うておるのは暖房炭のことを言つておるのはなくて、個人経営のところではたゞ配給金がたまつているか、その資料を出せといふのです。

○岡野説明員 何分龐大なものでありまして、配炭公団の今までの職員の数では、とても個人経営か、会社経営か、組合経営か、そういう種類ごとの売掛金の幾というものは集計ができておらないのであります。

○苫米地(英)委員 売掛金があるといふからには、どこにどれだけの売掛金があるかといふことがわかつておるはずで、多くてわからぬといふわけがない。どこどこかといふことはわかつておるはずで、そのうち個人経営のもの、どのくらいあるか知らせるといふのです。

○岡野説明員 本部ではわかつておらないといふことを私申し上げるつもりで、本部ではどういふことを落したかも、追加していただきます。東京では集計できていないので、今すぐお出しするまでの段階に至つておらないといふことを申し上げたのであります。売掛金を回収しております。現地の末端におきましては、もちろん全部わかつておると考へます。

○苫米地(英)委員 それをはつきりさせて本部でまとめたいと思つて、これだけ欠損だから出せといつて議會へ要求する根拠がどこにあるか。国民がそれで満足するかの。すでに国民は非常な疑惑を持つておる。こういう大きな欠損が出て来て、国民に負担せよといふのに、それがはつきり本部ではわからない。報告だけでやつているのだ。これじゃあまり無責任じゃありませんか。そういう無責任な態度でこの莫大な金を要求し得ると考へておられるのですか。これでははなはだ理解ができません。

○岡野説明員 個人別の、あるいは個人経営のもの、売掛金の明細がわからぬ、こういう数字が、でたらめといふ意味じゃありませんが、さういふふうなおしかりを承つたのでござい、ますが、回収の見込みそのものにつ

ましては、個人別か組合別かという辺は、本部では集計はしませんでしたが、内容、理由別にはデーターを持っております。但し前金並びに午前中にもちよつと触れました通り、何のたれ兵衛が回収不能なんだといつて、配炭公団ではあきらめておるのではありません。あくまでも回収に努力しておるのであります。今これを発表するといふお話であれば、速記をやめていただきまして、別な秘密会その他で発表するだけの準備はあります。

○吉米地、英委員 私の前言は、売掛金ができたということについて、ここに差別待遇がある。それはけしからぬじやないか、こういふことです。それで差別待遇はしておらなかつたというから、それならば個人経営のものに売掛金がどのくらいにあるか、どう伺つたのです。そこところが問題なんです。ある一方には売掛金はない、ある一方には売掛金をするということではなく、あなたの方でみな公平にやつてゐるならいいのです。けれどもそのところはそうでなくて、手かげんでやつておつて、そのために間違いが起つて来たということであるならば、そのところの責任を明らかにして、取れないという事情もはつきりして来れば、そこに責任のありかもわかつて来れば、それ以上われわれは追究しようというのではないのです。そこで先ほど質問がありましたように、機構上どういふところに欠陥があつたのだ。もしくは運営上にどういふ欠陥があつたのだ。そのためにどういふ赤字が出たのだから、赤字が出た以上やむを得ない。

い。こういふふうに納得ができるようにしてもらへばいい、こういふので、これは私も新炭の五十四億を審議したときも同様です。このときで、どういふ経路によつて、どういふふうによつて、この欠損の責任がどこにあるか。これが明らかになつたので、私も野党の反対にもかかわらず、私どもは賛成して通過させたのです。今度の場合でも同じ行き方をしようといふのです。責任のありかもわからず、原因もわからず、ただこれだけ欠損になつたからこれだけ出せば、賛成するわけに行かないといふので、このところをよくのみ込んで、おらなければ困るのです。それを先ほどのように無責任な、こつちはこうなつてゐるのだ、だからしようがないといつたやうな、そしてその資料は地方にあるかもしれないが、本部にはないのだ、こういつたやうな無責任なことを言われたのでは、賛成したくてもできないといふのです。このところをひとつよくのみ込んで答弁してもらいたい、また資料を出してもらいたい、こういふわけです。

○川島委員 議事進行について……今の吉米地委員の質問をめぐつて、きわめて重要な意味があると思つて、す。しかもその答弁の中に、秘密会を開けばここに発表する用意があると、委せつかく答弁があつたのですから、委員長のとりはからいで秘密会を開いてもらつて、その内容を、用意のある分だけを発表してもらいたいと思つて、す。

○西村(直)委員 この配炭公団の問題は、歴々にわたつておると思つて、おそろく政府側の機構もかわり、配炭局長もつと以前からじやないでしょう。それから今日見えておる清算人は、清算事務をやつておられても、過去の経緯を御存じないと思つて、従いまして私は懇談していただきまして、一体この問題をどう扱つたらいいか、だれから答弁を受けたらいいかといふことをききませんと、ぐる／＼まわつて、そしてはつきり申せば責任のあまり取れない御答弁があつて、かえつて問題が紛糾して参るのじやないか、こう思つて、皆さんに御意見を請つてもらいたいと思つて、す。

○小山委員 異議なしと認めまして、暫時休憩いたします。午後三時十九分休憩。午後三時二十八分再開。○小山委員 異議なしと認めまして、引続き会議を開きます。配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。川島金次君、○川島委員 重要なことは明日お伺いいたすことにいたしました。二、三気をついた点についてお尋ねをしておきたいと思つて、す。このことはすでにあるいは他の委員からお尋ねられたことかとも思われませんが、重複の点がありましたら御了承願ひたいと思つて、す。まず第一にお伺ひたいのは、このたなおろしの場合においての数量と売上げ予想数量と同じ金額がありますが、ことに売上げ

一切を入れて現在どのくらい残つておるか。○加野説明員 それはたなおろし当時五百二十万七千トン残つておりました。一月までに大体二百十五万、二月に約六十四万五千トンですから、ざつと拂出したの完了したものが二百八十万トンになつておりました。従つて二月末日現在で残つておるものが約二百二十万トン、どういふ数字になつておりました。○川島委員 二百二十万トン残つておる中で、すでに拂出し計画というものがあつて、進駐軍を初めとして一般向け販売に至るまでの計画があれば、その数字を聞かせてもらいたい。○加野説明員 残つております二百二十万トンの中で、今見通しのついでにおりますものは約半額の百万トン程度でありまして、その地区は大体近畿地区と関東地区になつておりました。販売先は石炭の販売業者といふことになつておりました、直接の工場その他の大きなきところは今のところ予想はついておりません。○川島委員 それで一般販売業者に拂い出します場合の契約といふことは、その場合の取引関係はどういふやうな事情になつておられますか。実際現金でやるのか、それとも従来のように売掛けでやるのか、どういふことですか。○加野説明員 それは現金が本則ではありますけれども、大量の石炭の処分を今目途をたしておりました、現金は事実上実行不可能でありますので、荷渡し後六十日あるいはやむを得ない場合はそれ以上の擔予期間を置いて、代金を支拂つていただくという予定にいたしております。

○川島委員 その形になりまして、また売上げ予想の結果において若干のずれはもちろんだが、売上げ予想に狂いが生ずるおそれがあると思われ、そのおそれはないですか。

○加野説明員 売上げ予想高といふのは、最初契約できめて、あとはそれを分割で支拂つてもらふだけでありまして、金額には大体狂いはないつもりでおります。

○川島委員 それは対人的な信用問題で狂いがないというのが普通でしようが、たとえば六十日あるいは事情によれば六十日以上八、九十日、百日の手形をもらふ。こういうことでその手形が落ちない場合もあり得るだらう。ことに今の経済事情から見ると、手形の不利が非常に顕著にあらはれて、事実上、実際の経済面においては事実上、あまりありません。そういうことでありますから、ただ単なる手形をもらつたからといって、政府の方で、あるいは公団の方で、解散機關の売拂いが完全に終了するとは、必ずしも保証できないものである。そういう問題について、一体当局側においては、どういふ点において確信があるのか。手形だけで私は確信は持てないと思ふのです。その他手形以外において、こういう保証の方法が行われていっているから間違いないということにならなければ、われわれはちよつと納得ができないのです。その点は、どうですか。

○加野説明員 その点は非常にむずかしい問題ですが、現在公団が石炭を売りますのは、以前と違ひまして、相当消費者の選択をし得る余地があります。これは支拂い能力その他の点も今度調査いたしましたので、あるいは完つても金

のとれぬという向きには、現に売つてお先ほど問題になりまして、売掛金の回収不能といふことが大きくなると、それだけまた四十三億にも響いて来ますので、その点はできるだけ調査いたしまして、支拂い能力が、まづ今のところ客観的に見て、これなら大丈夫といふところに売るといふふうには、非常に手がたくやつておりますので、御懸念の点は万あるまいと考へております。

○川島委員 そこで尋ねるので、それが、たとえば国鉄なら国鉄の方面についての拂出し、こういうものは、すでに国鉄としてはある程度貯蓄を持つておいて、残り分についての需要は目下のおとこならない。もし国鉄なら国鉄方面に相当な需要があるならば、そこに大きく流して行けば、これは最後に持つて何ら心配はない、そういう関係はどうなりますか。

○加野説明員 国鉄、日産その他の大口で、しかも絶対倒れになるおそれのないところというのには、公団が最も売りたい希望のところでありまして、事実二月までの二百八十万トンの中には、そういうところの数字が比率から見ますと圧倒的に多いのであります。公団の石炭はいわゆる低品位炭が非常に多くございまして、国鉄その他の工場として使用にたえないものが相当多いわけでありまして、ことに今度売つたものは比較的品位のいい優良炭が出ておつたのであります。今後残るものは、おれが相当多いといふことになつておられますので、公団といつたしましては、国鉄その他の政府機関関係にさばきたいのであります。現在、そういう適格炭が非常に少ないので、やむを得ずこれに準ずる支拂い能力の確保となつておられます。売つていられると、ふうにいましておられます。

○川島委員 今若米地委員からも問題になつた大きな売掛回収不能というふうなものが出てきています。今後また相当残高がある。これを従来のようなやり方で行きますと、最後に行つてまた数字を出す。損失が増大する。四十三億ではとても足りないといふことになる。私は一層重大な問題になるのではないかと思ふのであります。そこで今後今の残高を拂い出します場合に、単なる手形取引でなく、政府として、あるいは、政府の財産を売却する場面に、従来は他の法律ではある程度の担保物件を提供させるとか、あるいは、その他の保証方法があるわけですが、延納する場合において、これも保証方法を納す場合において、これも保証方法を納す場合においては、考へていないのかどうかという問題です。

○大澤説明員 ただいまの御説ごもつともでございます。政府の国有財産を売却し、処分する場合には、いろいろ、會計法規に基きまして、いろいろ、競争入札と申します。それから、保証金を出すというふうになつておられます。歴大な貯蓄を処分するに際しまして、そういう手続をやつた場合には、相当の金利と貯蓄場の賃貸料というものがございまして、早急の処分を要求されおられる現在、ただいま石炭市場に行つておられる商慣習に基きまして、六十日手形というふうに行つておられます。手形の不渡りとか、そういう懸念を申していらつしやるだらうと思ひますが、その点につきましても、目下と申すところ公団では、確實な相手方につきま

○川島委員 今若米地委員からも問題になつた大きな売掛回収不能というふうなものが出てきています。今後また相当残高がある。これを従来のようなやり方で行きますと、最後に行つてまた数字を出す。損失が増大する。四十三億ではとても足りないといふことになる。私は一層重大な問題になるのではないかと思ふのであります。そこで今後今の残高を拂い出します場合に、単なる手形取引でなく、政府として、あるいは、政府の財産を売却する場面に、従来は他の法律ではある程度の担保物件を提供させるとか、あるいは、その他の保証方法があるわけですが、延納する場合において、これも保証方法を納す場合において、これも保証方法を納す場合においては、考へていないのかどうかという問題です。

して調査をいたしましたし、処分してありますが、將來赤字が出るという問題につきましても、はつきり出ないといふことは断言できないじやないかと思つておられます。

○大澤説明員 従来配炭公団が統制を維持しておりましたときに、クーポンの提示によつて、相手方の資産状況とかあるいは支拂い能力というものを調査をする余裕もしくは、そういう権限を有しなかつた。ところが現在では貯蓄を

整理する。整理するは、たれはCODが原則でございますが、だいまの商慣習では二箇月ないし三箇月のサイトを持つておられます。しかしこのサイトがありまして、これが間に合つかつたらどうするかといふ御懸念は確かにその通りでございますが、今度配炭公団が自主的な、相手方の選別といふものがなかつたのが、かかる結果を招来した一因とも言われまされども、清算に入りましては、十分に回収の見込のものを対して、み今までやつておりました。十月以降二月までには処理いたしました売掛代につきましては、未回収といふことはまだ生じておりませんから、今後必ず生じないで、全部回収するだらうという予想を持つておられます。

○川島委員 それでは次に一言聞きますが、食料品の方で、先ほども他の委員から、品質を對して、カン詰、乳製品等といふようなことについて、ちよつと触れられたのですが、現在の食料品公団、飼料公団で持つておられます。手持の品種あるいは数量、そういうことが手元にありますならば、この際も示してもらいたい。

○佐藤説明員 お答えを申し上げます。大体二十五年度持越します数量として考へておられますのは、主として砂糖と乳製品でございますが、砂糖につきましても、その数量が全体で十四万七千九百八十七トンございまして、その売上げ金額が五十六億四千六百万円と予想されておられます。なお砂糖につきましても、容器の関係がございまして、容量が百八十九万枚でございます。その売渡した代金が一億六千八百萬円といふふうに予想をされておられます。その

次が乳製品であります。乳製品は約十九万ケース残る見込みでありまして、その売上げ金額が五億一千百万円というように予想されております。従いまして合計、商品の売上げ代金といたしましては、六十三億二千五百万円というものを予想しております。

○川島委員 ここに八十九億となつておるが、これはどういふのですか。

○佐藤説明員 ちよつとその数字がわからないのでございますが……

○川島委員 二十五年度食料品配給公団に関する第一表に、商品売拂代は八十九億一千九百九十七万五千、今のお話では六十三億二千五百万円で、八十九億と大分開きがありますか、どうですか。

○佐藤説明員 ちよつとそれは取調べまして……

○大澤説明員 ただいま佐藤説明局長から御説明しましたのに少し補足しますと、八十九億一千九百九十七万五千円という数字が載つておりますが、これは二十五年度の三月三十一日現在における当公団の売掛金二十五億九千四百万円を加えて、八十九億一千九百万円という数字が出て参ります。

○川島委員 同時に飼料の方も聞きたいのですが……

○大澤説明員 現在手持になつておりますものも申上げますと、とうもろこし、大豆かす、ふすま、燕麥、米ぬか油かす、米ぬかというようなものもを最も多く持つておりまして、それに次ぎましては、やし油かす、脱脂フアイバーその他のものを持つております。そのほかにこまかいものが十数種類ござります。これの最近の数字は約五億六千万円くらいの在庫がある

ものと見ております。なおその中で最も多いのは大豆かす、とうもろこし、燕麥、米ぬか油かすというようなものでござります。

○三宅(則)委員 私は先ほど根本の理由を聞いたわけでありまして、後刻その首脳者がおいでになつて御答弁なさるだらうと思つておりましたが、二点だけ補足的に申し上げておいた方がよいと考へるのであります。配炭公団のことにつきましては、先ほど申しておる通りに、配炭公団に命令せられる機構とあるのは、おそろく石炭庁とかあるいはその他においてやられることと思つておるが、それらについて業者の代表者が配炭公団の中に入つておつて、これを運用したと聞いております。これらの人々が必要に

たします方との結託とか、あるいは関係とか、コネクションとかいふような点等がかなりあつたのではないかと、う気がするわけでありまして、今日の状況においてもそれがわかりまされば、その辺を承りたい。もしわからなければあともよろしいのですが、お答えを承りたい。

○中島政府委員 配炭公団の運営につきまして、民間の人ないしは業者がそれに参画しておるといふことは全然ございませぬ。

○三宅(則)委員 そういたしますると、官吏が独善でもつて、あるいはそれらの人が中心になりまして、石炭庁の命令に遵法したといふふうな考へられるのであります。私も似た考へておる。先ほど来西村委員、苦米地委員その他よりたび／＼御質問があつた通りでありますから、あまり長いこととは申しませぬけれども、配炭公団に

つきましては、多数の国民が相当疑惑を持つておるといふことを聞いております。なおまたこの石炭に對しましては、配給になりまする前に統制になつたことによりまして、何千人という業者が一時失業者になつてしまつたわけでありまして、そういうような点から考へましても、この失業者に對しましてもある程度まで救済しなければならぬと考へておるが、その後の状況についてどういふふうになつておるのか。もしこの際わかりますれば、配炭公団の廃止とも関連が有りますから承りたい、かように考へるのであります。

○中島政府委員 公団設立以前の石炭の販売業者につきましては、昨年八月十五日に販売業者の制度を復活いたしました。意思と實力のある者はほとんど販売業者に復活いたしました。公団の設立前の業者で、いまだ復活いたしておらない者は、事実上意思のない者か、あるいは實際その實力のない者かと考へておるが……

「小山委員長代理退席、前尾委員長代理退席」

○三宅(則)委員 大分具体的なことになりまして恐縮であります。二、三点これについて申し上げたいと思つてあります。従来は、かなり長年、いわゆる自由競争時代におきましては、石炭については相当な生産並びに需要の背景をいたすものがあつたわけでありまして、今日ただこれが復活するとはいへません。なぜならば金融難その他によりまして、やりたいと思つても、なか／＼現金がそこにそろわないというふうな点が相当あるものであります。これらとらみ合せま

て、多少融資ということも考へられるわけでありまして、今配炭公団におきましては、そんなことは全然問題にしないのであります。こういうおぼしめしがありましようか。また通産省の方でも何とかこれらに對する打つ手がありましようか。これをひとつ承りたい。

○中島政府委員 販売機構の移りかわりに對しまして、販売業者ないし生産業者に對して、ある程度の必要な資金の融資をするといふことは、一応当局におきましても研究いたしましたのであります。結局においては、そういう特別の融資はできないといふことになりまして、ただ實質的に普通の金融のペースによつて、金を借りられる者は借りるといふふうなことになるのであります。これに對しまして政府が特別の援助をいたすことは、事実上できないことではあります。

○三宅(則)委員 そういたしますと、中小企業の人が多いわけでありまして、中小企業者が政府に向つてこれに對する資金の融通といふことが、援助といふか、そういうことを申し出ておるものも考へておるが、石炭業者に關しましての調査がござります。うかがひがござりましようか、承りたいのであります。

○中島政府委員 石炭の販売業につきまして、特別に中小商業としての融資の申出はないように記憶してあります。

○三宅(則)委員 そういたしますと、また元の大会社中心になり、たとえていいますと、十くらいの大会社があると思つておるが、その大会社に付屬いたすのが販売人になる、こういうふうな

構想でありましようか。それとも何かのほかの方法がありましようか。

○中島政府委員 現在の販売業者の實際を見ますと、炭鉱の元売的な段階と、それから卸、小売の二つないし三つの段階があります。元売的なものは、主として炭鉱自体、あるいは炭鉱と種々の關係にある大きな販売業者でできておる。いわゆる中小販売業者は卸ないし小売の方になつておるわけでありまして、小売につきましては、いまだこまかい業者がたぐさんでおるとは申せませんけれども、非常に小口なものにつきましては、石炭業者が金融するといふようなものがあるに販業者の登録の数を一応集計いたしました。その中で約五千くらいに上つておるが、その後また實際登録いたしましたものの中で、販売上いろ／＼困難を感じまして廃棄いたしましたものもござります。

○三宅(則)委員 具体的なこと申しまして恐縮でございますが、そういたしますと本年二十五年度の予算といふか、あるいは計画と申しますか、これはもちろん自由販売になるわけでございます。それから、相当数までは製造工場にまわし家庭にまわす、こういう予算で政府としては考へておられるのでありましようか。その点を伺いたい。

○中島政府委員 本年の石炭の配給のことのお尋ねだと思つておるが、二十五年度どの程度販売できるかわかりませんが、大体の予想のことを目標としておる。四千トンでありまして、現在のような需給状態でありま

するならば、石炭の需要者に對しまし

るならば、石炭の需要者に對しまし



ては、家庭でありましようとして小工場  
ありましようとして、当然あらゆるところ  
に配給できると考えております。

○宮腰委員 この配炭公団解散損失予  
算表の二十四年度の廃棄という中に  
は、たとえば新炭特別会計で問題にな  
つたように、行方不明になつたものと  
か、あるいは東京へ輸送しないのに、  
輸送したといつて運賃をとつたものと  
か、あるいは人夫を雇つたといつて人  
夫賃をとつたとか、そういうような勘  
定はこの中に含まれていないのではし  
うか。

○加野説明員 その中には、今申しま  
したようなものは、石炭で申しますと  
欠斤というのをごさいますして、その部  
分が入つておりますが、それ以外は今  
申し上げたような事例のものは入つて  
おりません。

○宮腰委員 そうすると廃棄するとい  
う場合は、わざと現場に捨てたもの  
でしょうか。それとも運搬して、ある  
一定の場所へ捨てたものでしょうか。

○加野説明員 その廃棄の中には、い  
わゆる商品価値がなくて全然売れない  
もの、それから全然売れないどころ  
か、貯炭場を借りて置いてあるため  
に、よそへ持つて行つて捨てなければ  
ならぬというようなものがあるわけ  
であります。

○宮腰委員 どうしてそういうものを  
生じたのでしょうか。

○加野説明員 配炭公団の貯炭に非常  
に廃棄炭が多いことは、公団が  
解散当時約五百万トンかかえて清算に  
入つたのでありますが、その五百万ト  
ンのうち、低品位炭が非常に多かつた  
ということでありまして、少し詳しく申  
しますと、五百万トンのうち宇部炭が

約七十万トン、常磐炭が五十万トンあ  
つたわけでありまして、これらはいず  
れも非常に風化しやすく、そうして品  
位の低下の速度も早いものでありま  
す。これは産地別に申したものであり  
ますが、上級炭、中級炭、下級炭の例  
で申し上げますと、一般炭のうち約三  
百七十万トンが解散当時あつたのであ  
りますが、そのうち百四十万トンが下  
級炭に属するものであります。これは  
常磐、宇部のほかに九州、北海道の低  
品位炭を含んでおりますが、こういう  
数字から見ましても非常に低品位炭が  
多い。低品位炭に限つて風化もしやす  
く、品いたも早いというようなこと  
のために廃棄炭が生じたわけでありま  
す。

○宮腰委員 そうするとコークスの場  
合は、たとえばたどんをつくるとか、  
練炭をつくるのかといふようなこと  
で、粉になつても使えるようですが、  
この場合コークスも捨ててあるよう  
です。この廃棄する場合には、廃棄しな  
ければならない一定の場所から捨てる法  
所まで運搬する運賃も、この中に含ま  
れておりますかどうか。

○加野説明員 コークスの分も予算上  
含まれて計算されております。

○宮腰委員 そうすると事業運営費の  
中で廃棄費用という項目があるわけ  
ですが、それはまた別の項目でございま  
すか。

○加野説明員 その前に石炭コークス  
もであります。廃棄炭と書いてあり  
ますけれども、これは要廃棄炭、つま  
り廃棄を要する炭といふことでありま  
して、この中からたといふ十円でも二十  
円でも、売れるものは一生懸命売つて  
いるわけでありまして、さらに別の面か

ら、現在は売れると思つて査定をして  
おつたものが、その中から幾分廃棄炭  
が出るかもしれないが、これが五百万  
トン。他に四十三万トンの石炭コーク  
ス全部拂いましたときに、これだけの  
廃棄が出るだろうという意味でござい  
ます。そういう観点からして、次の廃  
棄費用の二十五万トンであります。こ  
れは全部要廃棄炭、要廃棄コークス  
で、この中で二十五万トン程度は、貯  
炭場になぜか金をかけて捨てなければ  
ならないだろう、こういう予算にな  
つております。そのほかのものは貯炭  
場を埋めてしまふとか、あるいははた  
で捨てていただくとか、そういうふう  
な考えであります。

○宮腰委員 それから一昨日もお願い  
しましたが、無責任な管理の結果自然  
発火したものが大分あるようで、昨年  
の夏ごろから今年の春まで燃え続けた  
というような事実もあるのですが、こ  
れは全体として全国にどのくらいあり  
ますでしょうか。それから私が昨年ある貯  
炭場を見たときに相当の山があつたの  
ですが、今年の春行つてみるとその山  
が三つか四つ盗まれてないというよう  
な状態でした。おそらくそのために赤  
字が出て来るのではないかとこの心配  
があるわけでありまして、そういうふう  
に盗難のためになくなつて行方不明に  
なつた数量や、自然発火のために消費  
した数量がはつきりわかりましたなら  
ばお願いいたします。

○加野説明員 自然発火のために廃棄  
せざるを得なくなつた石炭は、大体八  
万トンと予定されております。盗難炭  
につきましても、少量ずつ各地にある  
ということとは承知いたしております。

が、数字をあげるほど大量はないと思  
つております。

○前尾委員長代理 この際お諮りいた  
します。先ほど提案理由の説明を聴取  
いたしました昭和二十五年年度における  
災害復旧事業費国庫負担の特例に關する  
法律案、及び旧軍港市転換法案の兩  
法案につきまして、本日建設委員会よ  
り連合審査会開会の申出がありました  
が、本委員会といたしまして、建設委  
員会と右両案について連合審査会を開  
会するに御異議ございませんか。

○前尾委員長代理 御異議なしと認め  
さう決定いたします。なお開会の時  
日等については委員長に御一任願いま  
す。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時九分散会

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所